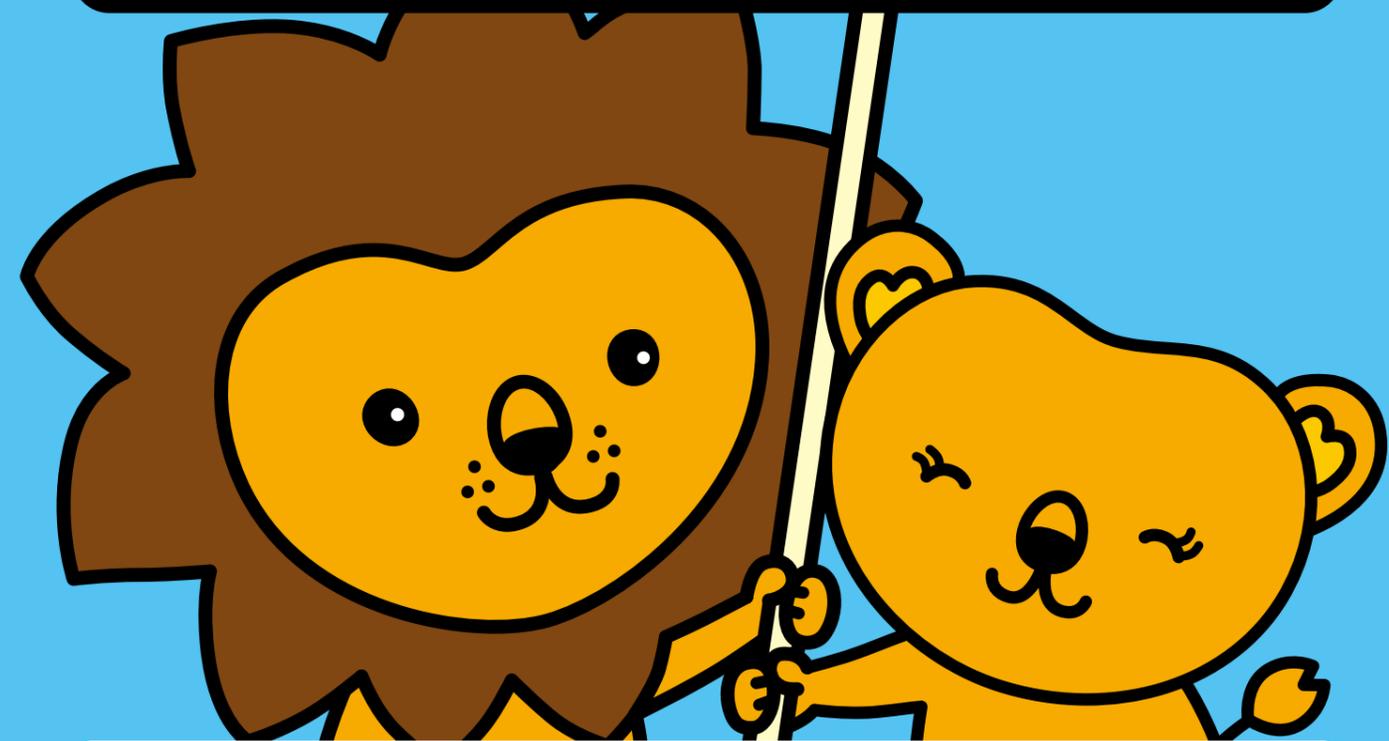


持病や病歴のある方でも お申し込みいただける医療保険

新 限定告知型医療終身保険
(無解約返戻金型)(24)
メディフィットRe
リリーフ



契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

! この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
 - この商品については、お払込みになる保険料のうち、限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)に対する保険料は一般生命保険料控除の対象となります。それ以外の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。
- * 2025年2月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

募集代理店からのお知らせ

<生命保険契約の金融機関でのお取り扱いにあたって>

- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を必ずご覧ください。



[募集代理店]



[引受保険会社]

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
<メディケア生命コールセンター>
0120-315056
<https://www.medicarelife.com/>
25048895(2025.4.1)
2025年4月版
M32B0A1D25-V1-0009000

[募集代理店]



[引受保険会社]



152404001(2)

持病や病歴のある方でもお申し込みできる医療保険です

⚠️ この商品パンフレットに記載の医学的な情報については2025年2月現在の情報にもとづいています。また、記載の内容は必ずしもすべての病気・ケガにあてはまるわけではありません。症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

特定3疾病：がん、心疾患、脳血管疾患

必須

1 2 3 の3つの基本告知項目がすべて「いいえ」ならお申し込みいただけます。

3つの基本告知項目のみでお申し込みいただけるのは、「主契約」と「2ページに記載のない特約」です。

1 最近3か月以内に、「医師に入院^{※1}・手術^{※2}・先進医療・患者申出療養をすすめられたこと」がありますか。

Check!



いいえ

2 過去5年以内に、がん、肝硬変、統合失調症、認知症で、「医師の診察・検査・治療・投薬^{※3}を受けたこと」がありますか。

(がん、肝硬変の疑いがあると医師に指摘された場合を含みます。ただし、その後、疑いはないと医師に診断されている場合は含みません。)

がんには、上皮内がん^{※4}、高度異形成、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、真正赤血球増加症、骨髄異形成症候群、本態性血小板血症などを含みます。完治後の経過観察や定期検査はがんの診察・検査に該当しません。



いいえ

3 過去2年以内に、「入院^{※1}をしたこと」または「手術^{※2}を受けたこと」がありますか。

(ただし、次の「対象外の病気やケガ」による入院^{※1}・手術^{※2}の場合は「いいえ」となります。)

対象外の病気やケガ ^{※5}	
目・耳・鼻	白内障、ものもらい、レーシック、急性中耳炎、鼻炎、副鼻腔炎、蓄のう症
口・のど	抜歯、歯根のう胞、扁桃炎、咽頭炎、喉頭炎、甲状腺の病気
胃腸・肛門	急性胃腸炎、虫垂炎、食中毒、そけいヘルニア、脱腸、痔
皮膚	うおのめ、いぼ、たこ、粉瘤、巻爪
女性の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫
ケガ	四肢のケガ(骨折、脱臼、筋肉や腱または靭帯の損傷や断裂) *四肢には肩関節部・鎖骨・股関節部・骨盤部を含みます。



いいえ

※1 検査入院も「はい」となります。ただし、人間ドックや正常分娩による入院を除きます。なお、入院中の方はお申し込みいただけません。

※2 手術とは器具を用い、お身体に切断・摘除などの操作を加えるものすべてを指します。日帰り手術・ケガによる手術の場合も「はい」となります。

【手術例】帝王切開・内視鏡手術・レーザー・ファイバースコープ・カテーテル・超音波による手術

※3 病院や診療所で薬の処方のみを受けた場合も含みます。

※4 上皮内がんとは、がん細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜のなか)にとどまっており、それ以上浸潤していない初期のがんのことをいいます。

※5 不慮の事故による傷害を指します。身体の内部的原因によるもの(椎間板ヘルニア、変形性股関節症、先天性股関節脱臼、白蓋形成不全など)は該当しません。

さらに

以下の特約をご希望の場合は、**該当の追加告知項目がすべて「いいえ」**ならお申し込みいただけます。

がんの保障を追加する場合

- 限定告知型抗がん剤治療特約
- 限定告知型がん診断特約

4 もチェック

特定3疾病の保障を追加する場合

- 限定告知型特定3疾病一時給付特約
- 限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約

4 5 もチェック

ケガの保障を追加する場合

- 限定告知型損傷特約

6 もチェック

4 過去2年以内に、医師の診察・検査、または、健康診断・がん検診・人間ドックを受けて、「別表1」の病気・症状またはその疑いで、「要再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘されたこと」がありますか。

(再検査・精密検査の結果、医師から異常なしと診断され、その後の診察(経過観察を含む)も不要とされた場合は「いいえ」となります。)

別表1

がん、子宮頸部異形成、ポリープ、しゅよう、しゅりゅう、胸のしこり、しゅようマーカーの異常(がんには、上皮内がん^{※4}、高度異形成、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、真正赤血球増加症、骨髄異形成症候群、本態性血小板血症などを含みます。)

Check!



いいえ

5 過去2年以内に、「別表2」の心疾患、脳血管疾患、糖尿病合併症で、「医師の診察・検査・治療・投薬^{※3}を受けたこと」がありますか。

(心疾患、脳血管疾患、糖尿病合併症の疑いがあると医師に指摘された場合を含みます。ただし、その後、疑いはないと医師に診断されている場合は含みません。)

別表2	
心疾患	虚血性心疾患(狭心症、心筋こうそく、急性冠症候群)、心不全、心筋症、先天性心疾患、肺塞栓症、不整脈(心房細動、発作性頻脈など)、心臓弁膜症(僧帽弁閉鎖不全、大動脈弁狭窄症など)、ペースメーカーや体内除細動器の装着がある場合
脳血管疾患	脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)、一過性脳虚血発作、脳血管障害(脳動脈硬化症、脳動脈奇形、もやもや病など)、硬膜下血腫、硬膜外血腫、脳動脈瘤、頸動脈閉塞
糖尿病合併症	糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経症



いいえ

6 過去1年以内に、**圧迫骨折**で、「医師の診察・検査・治療・投薬^{※3}を受けたこと」がありますか。



いいえ

被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。



必ずご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをしていただくことにより、保険料の割増しがないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件が見つかる場合があります。)

- 一部の給付金などのがんによる保障^{※6}を除き、責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときは保障の対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときは保障の対象となりません^{※7}。

- ※6 がん診断給付金の保障、がん一時給付金の保障および限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約のがんによる保障
- ※7 詳細については、36ページQ2・A2をご参照ください。

の特徴

特徴①

持病や病歴のある方でも
お申し込みいただける
医療保険です。

特徴②

3つの基本告知項目がすべて「いいえ」なら
お申し込みいただけます。
 がん・特定3疾病・ケガの保障に関する特約をご希望の場合は、
基本告知項目に加え該当の追加告知項目がすべて「いいえ」ならお申し込みいただけます。
 (詳細は1~2ページをご確認ください。)

特徴③

ご加入1年目から
全額保障されます。
支払削減期間はありません。

●お取り扱いについて(主契約)

契約年齢	18~85歳
保険期間	終身(更新なし)
保険料払込期間	終身、有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)
保険料払込回数	月払い、半年払い、年払い
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い※、クレジットカード扱い※ 第2回以後:口座振替扱い※、クレジットカード扱い※
入院給付日額の範囲	3,000円~10,000円 *1,000円単位

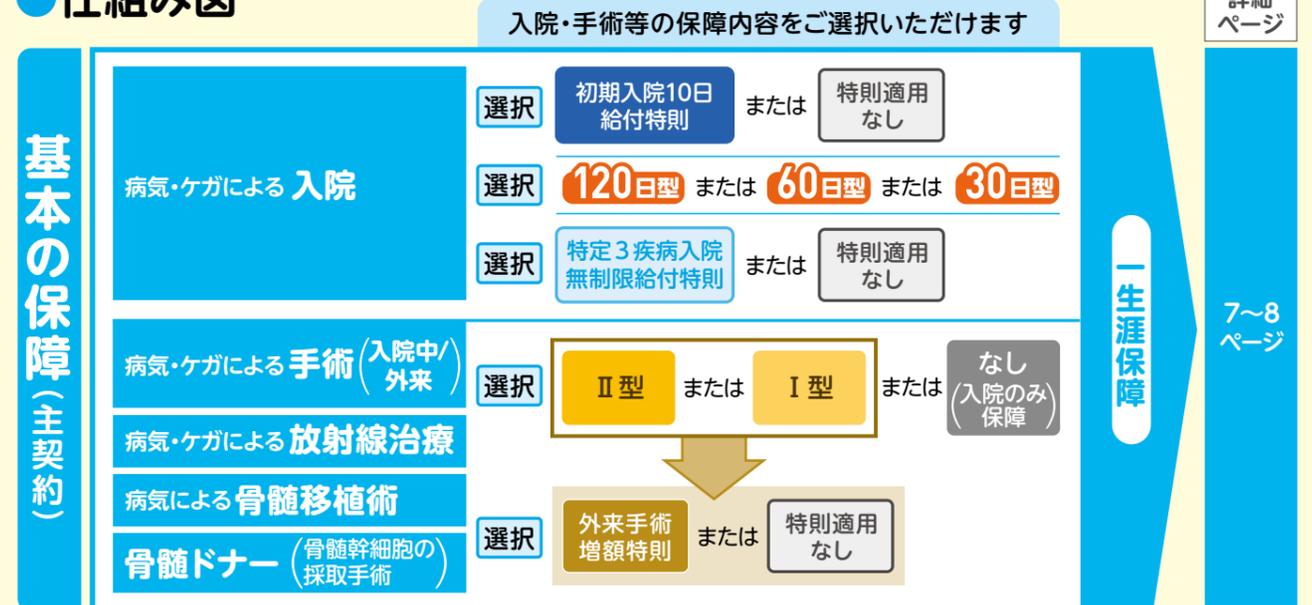
※第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

*給付金額等の取扱範囲内であってもメディケア生命の規定によりご加入いただけない場合があります。

*同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。



●仕組み図



●オプション(選べる特約)を付加することでさらに安心をプラス!

限定告知型先進医療・患者申出療養特約(24)、 限定告知型先進医療特約(24)	一生保障	9ページ
限定告知型入院一時給付特約(24)、 限定告知型通院治療特約		10ページ
限定告知型抗がん剤治療特約、限定告知型がん診断特約、 限定告知型特定3疾病一時給付特約		11~13ページ
限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型) *上記特約を付加した場合、リビング・ニーズ特約の付加も取り扱います。		17ページ
限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約	主契約の保険料払込期間満了まで	14ページ
限定告知型損傷特約	80歳まで	15~16ページ

の保障内容

がんは上皮内がんも含めたすべてのがんを保障します。

ご加入1年目から全額保障されます。支払削減期間はありません。

基本の保障 (主契約)

限定告知型医療終身保険 (無解約返戻金型) (24)

一生涯保障

お支払理由	入院給付日額 10,000円	入院給付日額 5,000円	⚠️ ご注意ください
	入院 (疾病入院給付金) (災害入院給付金) <small>初期入院10日給付特則・60日型・特定3疾病入院無制限給付特則の場合</small>	● 病気・ケガによる入院 <small>特定3疾病による入院は支払日数無制限!</small>	
手術 (手術給付金) <small>II型(外来手術増額特則)の場合</small>	● 病気・ケガによる手術(入院中) <small>*手術によってお支払金額が変わります。●詳細は7~8ページをご参照ください。</small> ● 病気・ケガによる手術(外来)	1回につき 10・20・50万円 1回につき 10万円 <small>(不妊治療を目的とする場合は5万円)</small>	1回につき 5・10・25万円 1回につき 5万円 <small>(不妊治療を目的とする場合は2.5万円)</small> 「創傷処理」など手術給付金をお支払いできない手術があります。 ●詳細は51ページ(契約概要)「⚠️ ご注意<手術給付金について>」をご確認ください。
放射線治療 (放射線治療給付金) <small>II型の場合</small>	● 病気・ケガによる放射線治療	1回につき 20万円	1回につき 10万円 放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回とします。
骨髄移植術 (骨髄移植給付金) <small>II型の場合</small>	● 病気による骨髄移植術	1回につき 50万円	———
骨髄ドナー (骨髄ドナー給付金) <small>II型の場合</small>	● 骨髄幹細胞の採取手術	1回につき 10万円	骨髄ドナー給付金について、責任開始日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたときはお支払いの対象となりません。

+

オプション (選べる特約)

オプション(選べる特約)を付加することで、さらに安心をプラスできます!

先進医療 患者申出療養 先進医療または患者申出療養にかかる費用に備える 限定告知型先進医療・患者申出療養特約(24) 終身	入院一時金 一時金で入院に備える 限定告知型入院一時給付特約(24) 終身	通院 退院後の通院に備える 限定告知型通院治療特約 終身	がん がんに備える 限定告知型抗がん剤治療特約 終身		限定告知型がん診断特約 終身
どちらかを選択					
特定3疾病 がん、心疾患、脳血管疾患に備える 限定告知型特定3疾病一時給付特約 終身	保険料払込免除 保険料負担に備える 限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約 主契約の保険料払込期間満了まで	ケガなど 骨折や熱中症などに備える 限定告知型損傷特約 80歳まで	死亡 死亡に備える 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)* 終身		

➡️ 基本の保障(主契約)、オプション(選べる特約)の詳細は7~17ページをご覧ください。

*限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を付加した場合、リビング・ニーズ特約の付加も取り扱います。

主契約

限定告知型
医療終身保険
(無解約
返戻金型)
(24)

契約年齢
18～85歳

上皮内がんも
同額保障

責任開始期
より保障

入院

(お支払限度)
1回の入院につき
30日・60日・120日
／通算1095日
*疾病入院給付
金および災害入
院給付金それぞ
れのお支払限度
です。

入院給付日額5,000円の場合

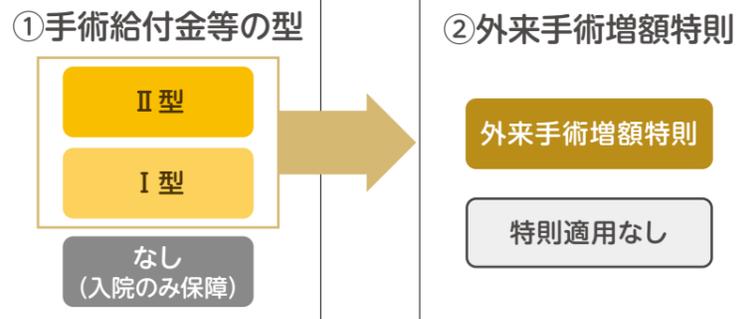
- **日帰り入院**から入院1日につき**5,000円**をお受け取りいただけます。
*日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 初期入院10日給付特則を適用すると、10日以内の**短期入院でも一律5万円(10日分)**をお受け取りいただけます。
*入院を2回以上され、それらが継続した1回の入院とみなされる場合で、入院日数を通算して10日以内のときは、疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払金額は、実際の入院の回数にかかわらず入院給付日額の10日分となります。

⚠️ 睡眠時無呼吸症候群による入院(その診断または検査のための入院を含みます。)について、睡眠時無呼吸症候群と医師によって診断されなかった場合は、疾病入院給付金のお支払いの対象となりません。

ポイント 「継続入院」の判定日数は**90日間!**
2回以上入院された場合、入院と入院の間の日数が90日を超えていれば新たな入院とみなします。
詳細は35～36ページQ1・A1をご参照ください。

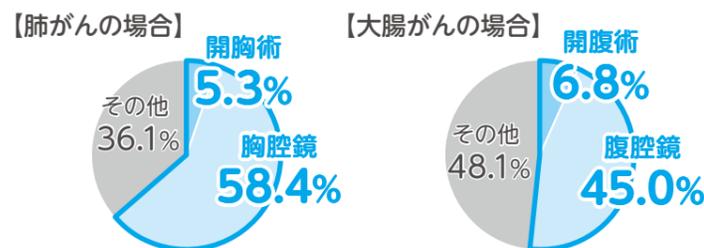
手術等

- 公的医療保険制度対象の手術を保障します。
- 外来手術も対象で、**外来手術増額特則を適用するとさらに手厚く**保障することができます。
- 次の①②についてご選択ください。



穿頭器・胸腔鏡・腹腔鏡を使用した体への負担が少ない手術も「開頭術」「開胸術」「開腹術」に含みます。そのため、特定3疾病で入院中に上記の手術を受けられた場合、基本給付金額の**50倍**(II型の場合)をお受け取りいただけます。

<がん部位別の胸腔鏡・腹腔鏡手術の実施割合>



メディケア生命「2023年度支払実績」より

*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

● 次の①②③についてご選択ください。

①初期入院10日給付特則	初期入院10日給付特則	お受取額	
	特則適用なし	10日以内の場合 一律 5万円 (5,000円×10日分)	11日以上の場合 1日につき 5,000円×入院日数
②給付限度の型	120日型	③疾病入院給付金の特則【1回の入院のお支払限度(60日型の場合)】	
	60日型		
	30日型		
特定3疾病入院無制限給付特則		病気による入院 60日 限度 / 通算1095日	特定3疾病による入院 支払日数無制限
特則適用なし		病気による入院 60日 限度 / 通算1095日	支払日数無制限の保障はありません

*ケガによる入院の場合:特則にかかわらず、1回の入院のお支払限度は60日(60日型の場合)、通算限度は1095日。

基本給付金額5,000円の場合 【手術給付金等の型ごとのお受取額】		II型		I型	
		外来手術増額特則*	特則適用なし	外来手術増額特則*	特則適用なし
手術 <手術給付金>	入院中	特定3疾病で入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術 (穿頭器・胸腔鏡・腹腔鏡も含む) 例:胃がんによる腹腔鏡手術	25万円 基本給付金額×50倍	5万円 基本給付金額×10倍
		上記以外 例:皮膚がんによるがん細胞切除術	10万円 基本給付金額×20倍		
	上記以外で入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術 (穿頭器・胸腔鏡・腹腔鏡も含む) 例:虫垂炎による腹腔鏡手術	10万円 基本給付金額×20倍		
		上記以外 例:骨折による手術	5万円 基本給付金額×10倍		
外来	病気・ケガによる手術 例:子宮頸管ポリープによる手術	5万円 基本給付金額×10倍	2.5万円 基本給付金額×5倍	5万円 基本給付金額×10倍	2.5万円 基本給付金額×5倍
		*不妊治療を目的とする場合は2.5万円(基本給付金額×5倍)			
放射線治療 <放射線治療給付金>		病気・ケガによる放射線治療		10万円 基本給付金額×20倍	5万円 基本給付金額×10倍
骨髄移植術 <骨髄移植給付金>		病気による骨髄移植術		25万円 基本給付金額×50倍	
骨髄ドナー <骨髄ドナー給付金>		骨髄幹細胞の採取手術		5万円 基本給付金額×10倍	

*公的医療保険制度対象の手術、放射線治療および骨髄移植術が保障対象となります。
*I型、II型を選択された場合の基本給付金額は主契約の入院給付日額と同額です。
*手術給付金等の型を「なし(入院のみ保障)」にされた場合、基本給付金額は0円で、上記手術給付金等の保障はありません。

⚠️ 「創傷処理」など手術給付金をお支払いできない手術があります。
・放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回です。
・骨髄ドナー給付金について、責任開始日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたときはお支払いの対象となりません。

先進医療または患者申出療養にかかる費用に備える

以下の2つの特約どちらかご選択いただけます。

先進医療・患者申出療養

限定告知型先進医療・患者申出療養特約(24)

契約年齢 18～85歳 責任開始期より保障

- **先進医療**または**患者申出療養**による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療・患者申出療養一時給付金**15万円**をお受け取りいただけます。

先進医療・患者申出療養 給付金 (技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療・患者申出療養 一時給付金 **15万円**

通算**2,000万円**限度

⚠️ 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。

先進医療

限定告知型先進医療特約(24)

契約年齢 18～85歳 責任開始期より保障

- **先進医療**による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療一時給付金**15万円**をお受け取りいただけます。

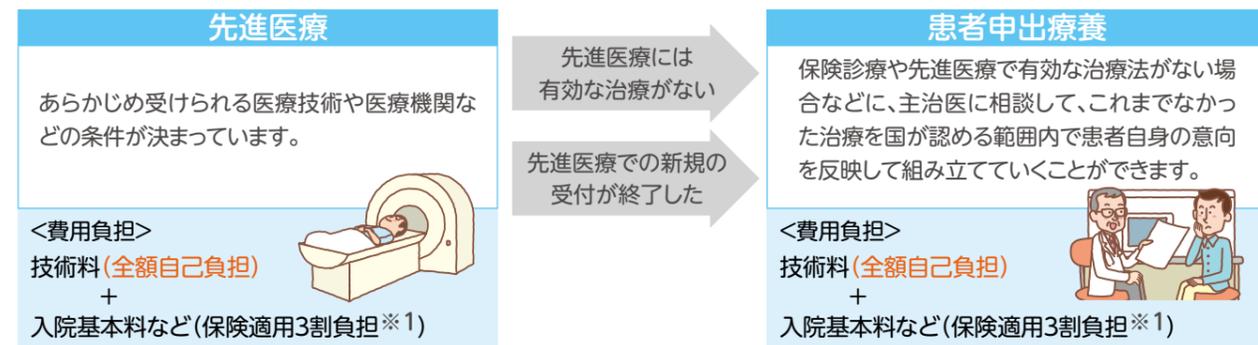
先進医療給付金 (技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療一時給付金 **15万円**

通算**2,000万円**限度

⚠️ 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

先進医療と患者申出療養について

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療にむけて検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。
厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。



※1 年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。

*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

入院時や退院後の通院に備える

入院一時金

限定告知型入院一時給付特約(24)

契約年齢 18～85歳 責任開始期より保障

(お支払限度) 1回の入院につき1回/支払回数無制限

入院一時給付金額5万円の場合

- 病気やケガにより主契約の入院給付金が支払われる入院をされたとき、入院一時給付金**5万円**をお受け取りいただけます。
 - 入院日数にかかわらず、**日帰り入院**でも定額の入院一時給付金をお受け取りいただけます。
 - 入院一時給付金は**最高20万円**まで設定できます。*2
- *2 主契約に初期入院10日給付特則を適用した場合は、「主契約の入院給付日額×10倍」+「入院一時給付金額」の合計が20万円までとなります。
- ⚠️ 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回のみお支払いします。(詳細は35～36ページQ1・A1をご参照ください。)

ポイント 主契約の **初期入院10日給付特則** とあわせて付加することができます。
短期の入院を手厚く保障!

通院

限定告知型通院治療特約

契約年齢 18～85歳 責任開始期より保障

上皮内がんも同額保障

通院治療給付日額5,000円の場合

- 病気やケガにより主契約の入院給付金が支払われる入院の退院後に通院をされたとき、1日につき**5,000円**をお受け取りいただけます。

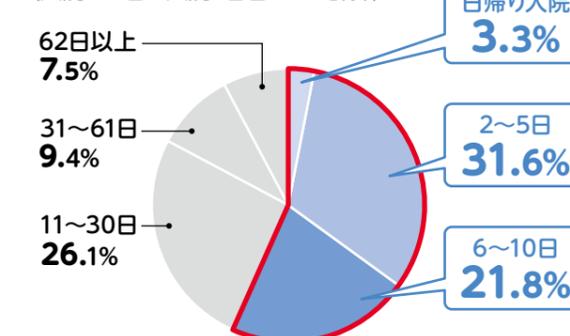
通院の原因	通院対象期間	お支払限度
特定3疾病 がん、心疾患、脳血管疾患	退院後 5年 以内	支払日数無制限
上記以外	退院後 180日 以内	1回の入院につき 30日 / 通算1095日

*通院には、往診を含みます。

入院日数が**10日以内**の割合は約半数を占めています。

<退院患者の入院期間別の割合>

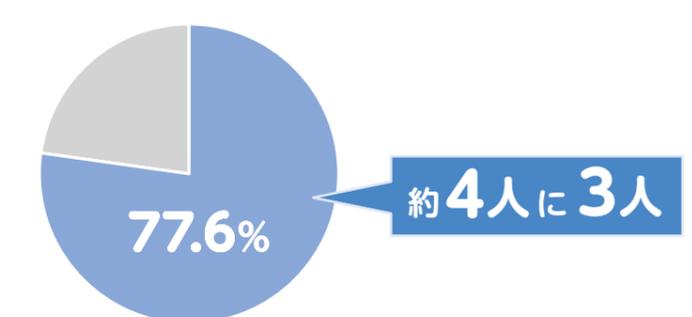
(入院した日を入院1日目として計算)



厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出

病気やケガにより入院された方のうち、約**4人に3人**が退院後に**通院**しています。

<退院後に通院した割合>



厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

オプション(選べる特約)

抗がん剤治療に備える

がん

限定告知型
抗がん剤治療特約

契約年齢 18～85歳
責任開始期より保障

上皮内がんも
同額保障

- がんにより所定の支払対象薬剤による抗がん剤治療※1を受けられたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 入院・通院・手術の有無にかかわらず対象です。
- 自由診療も対象です。

【自由診療：一般に公的医療保険制度対象外の治療のことをいいます。ここでは、この特約のお支払いの対象となる所定の自由診療(抗がん剤治療)を指します。】

抗がん剤治療給付金額50万円の場合

給付金名	お支払理由	支払対象薬剤	お支払限度	お受取額
抗がん剤治療給付金	がんにより公的医療保険制度対象の抗がん剤治療を受けられたとき	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(ホルモン剤も対象) 抗がん剤</div>	支払回数無制限 (同一月に1回)	1か月につき 5万円
自由診療抗がん剤治療給付金	がんにより以下1～3のいずれかの抗がん剤治療を受けられたとき(抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。) 1 先進医療の対象となる抗がん剤治療 2 患者申出療養の対象となる抗がん剤治療 3 欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※2		通算24回限度 (同一月に1回)	1か月につき 10万円

- *自由診療抗がん剤治療給付金は抗がん剤治療給付金額の倍額です。
- *支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
- *支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。
(「医薬品ナビ」については40ページQ10・A10をご参照ください。)
- ※1 発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)を除きます。
- ※2 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

⚠自由診療抗がん剤治療給付金について、自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。

欧米で承認されている抗がん剤

<欧米で承認されているが、日本では未承認または適応外であるがん領域の医薬品の種類>

193種類 未承認薬※3 128種類(66.3%) 適応外薬※4 65種類(33.6%)

※3 日本ではまだ承認されていない薬剤のことです。 国立がん研究センター
 ※4 すでに日本で承認されているが、承認された適応症などの範囲外で使用する薬剤のことです。 「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」(2023年11月30日時点のデータ)よりメディケア生命算出

*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

オプション(選べる特約)

がんに一時金で備える

がん

限定告知型がん診断特約

契約年齢 18～85歳
がん責任開始日※5(91日目)より保障

上皮内がんも
同額保障

がん診断給付金額50万円の場合

- がんでお支払理由に該当されたとき、がん診断給付金**50万円**をお受け取りいただけます。
- 1年に1回を限度に**何度でも**お受け取りいただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。

I型 II型

給付金名	お支払理由		お支払限度	お受取額
	I型	II型		
がん診断給付金	初回 がん責任開始日※5以後に初めて※6がんと診断確定されたとき		支払回数無制限 (1年に1回)	50万円
	2回目以後			
	以下1・2のいずれかに該当されたとき	以下1～4のいずれかに該当されたとき		
	1 新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたとき	2 がんにより入院をされたとき		
	3 がんにより以下a～eのいずれかの所定の通院(往診を含みます。)をされたとき			
	a 抗がん剤治療(ホルモン剤のみによる治療を除きます。) ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※2			
	b 放射線治療 c 手術			
	d 骨髄移植術 e 先進医療・患者申出療養			
	4 がん性疼痛等の緩和のため、以下a・bのいずれかの所定の緩和ケアを受けられたとき			
	a オピオイド鎮痛薬による薬剤治療 または神経ブロック			
	b 在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療			

がん診断給付金のお支払理由は限定告知型特定3疾病一時給付特約のがん一時給付金と同一です。
 所定の緩和ケアについては14ページをご確認ください。

- *公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術および所定の緩和ケアが保障対象となります。
- *2回目以後は、直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときにお支払いします。
- *支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
- *支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。
(「医薬品ナビ」については40ページQ10・A10をご参照ください。)
- ※5 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
- ※6 責任開始日の5年前の応当日の翌日以後の期間を通じて初めてとします。加入前のがんと診断確定されたことがある場合については、38ページQ5・A5をご参照ください。

⚠●責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。

- ・限定告知型がん診断特約と限定告知型特定3疾病一時給付特約は同一の型のみご選択いただけます。
- ・自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- ・診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ・ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。
- ・手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

特定3疾病

限定告知型
特定3疾病一時給付特約

契約年齢
18～85歳

がんは、
がん責任開始日※1
(91日目)より保障

上皮内がんも
同額保障

心疾患・脳血管疾患は、
責任開始期より保障

基本給付金額50万円の場合

- がんなどの特定3疾病のお支払理由に該当されたとき、各一時給付金ごとに**50万円**をお受け取りいただけます。
- それぞれの給付金は1年に1回**を限度に**何度でも**お受け取りいただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。

I型	II型
----	-----

給付金名	お支払理由		お支払限度	お受取額
	I型	II型		
がん一時給付金	初回 がん責任開始日※1以後に初めて※2がんと診断確定されたとき		支払回数 無制限 お支払 限度は それぞれ 1年に1回	各 一時給付金 ごとに 50万円
	2回目以後 以下1・2のいずれかに該当されたとき			
	以下1～4のいずれかに該当されたとき			
	3 がんにより以下a～eのいずれかの所定の通院(往診を含みます。)をされたとき			
心疾患一時給付金	急性心筋梗塞	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき	
	急性心筋梗塞以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき		
脳血管疾患一時給付金	脳卒中	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき	
	脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき		

がん一時給付金のお支払理由は、限定告知型がん診断特約と同一です。

所定の緩和ケアについては14ページをご確認ください。

- *公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術および所定の緩和ケアが保障対象となります。
- *2回目以後は、各一時給付金ごとに直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときに各一時給付金をそれぞれお支払いします。
- <がん一時給付金について>
- ・支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
- ・支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。
- (「医薬品ナビ」については40ページQ10・A10をご参照ください。)
- ※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
- ※2 責任開始日の5年前の応当日の翌日以後の期間を通じて初めてとします。加入前にがんと診断確定されたことがある場合については、38ページQ5・A5をご参照ください。
- ※3 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

- ⚠️ ●責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。
- ・限定告知型がん診断特約と限定告知型特定3疾病一時給付特約は同一の型のみご選択いただけます。
- ・限定告知型特定3疾病一時給付特約と限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約は同一の型のみご選択いただけます。
- ・自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- ・診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ・ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。
- ・手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

保険料払込免除

限定告知型特定3疾病
保険料払込免除特約

契約年齢
18～85歳

がんは、
がん責任開始日※1
(91日目)より保障

上皮内がんも
対象

心疾患・脳血管疾患は、
責任開始期より保障

- 特定3疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、以後の保険料の**お払込みは必要ありません。**
- 特約の型についてご選択ください。

I型	II型
----	-----

所定の理由	がん	がん責任開始日※1以後に初めて※2がんと診断確定されたとき	
		I型	II型
心疾患	急性心筋梗塞	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき
	急性心筋梗塞以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	
脳血管疾患	脳卒中	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき
	脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	

*公的医療保険制度対象となる手術が保障対象となります。

⚠️ ●責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。

・限定告知型特定3疾病一時給付特約と限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約は同一の型のみご選択いただけます。

緩和ケアについて

緩和ケアとは、がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛を和らげるためのケアのことをいいます。がん治療の痛みを和らげるため、治療の初期から行われます。

オピオイド鎮痛薬とは?

神経系の司令塔の部分である脳や脊髄に作用して痛みを抑える薬の総称です。中程度の痛みから強い痛みを使う鎮痛薬です。

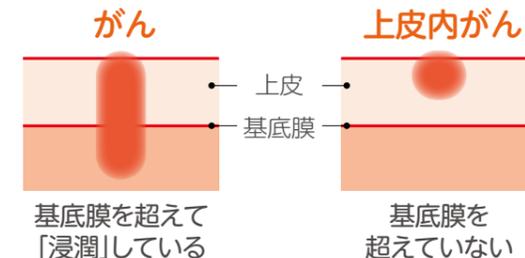
神経ブロックとは?

神経や神経の周辺に局所麻酔薬を注射して、痛みをなくす方法です。麻酔薬が神経に作用し、痛みの伝わる経路をブロックすることで、痛みを取り除きます。

上皮内がんについて

がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。

*部位によって上皮内がんの定義は異なります。



ケガなど

限定告知型損傷特約

契約年齢 18～70歳 責任開始期より保障

80歳まで保障

- 病気・ケガによる骨折、ケガによる関節脱臼等、熱傷(やけど)、熱中症でお支払理由に該当されたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 骨粗しょう症による骨折、き裂骨折(ひび)、疲労骨折なども対象です。
- II型を選択すると、**ケガ**、病気・ケガによる**骨折、熱中症**で**通院**をされたときも給付金をお受け取りいただけます。
- 特約の型についてご選択ください。

I型 II型

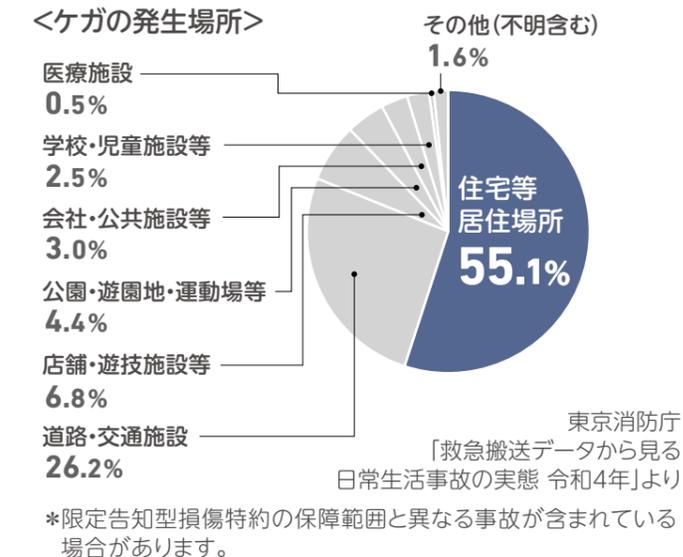
特定損傷給付金額5万円、損傷通院治療給付日額3,000円の場合

特約の型	給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額								
I型	特定損傷給付金	● 病気・ケガによる骨折の 治療 を受けられたとき ● ケガによる関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靭帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂または熱傷(やけど)の 治療 を受けられたとき (ケガをした日※1 からその日を含めて180日以内の治療が対象)	※2 通算10回	5万円								
	重度特定損傷給付金	● 病気・ケガによる骨折の 手術 を受けられたとき ● ケガによる関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靭帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂または熱傷(やけど)の 手術 を受けられたとき (ケガをした日※1 からその日を含めて180日以内の手術が対象)	※2 通算10回	10万円								
II型	熱中症給付金	熱中症による 点滴注射 を受けられたとき	※3 通算10回	1万円								
	損傷通院治療給付金	以下のいずれかの原因で通院対象期間中に 通院 (往診を含みます。)をされたとき <table border="1"> <thead> <tr> <th>通院の原因</th> <th>通院対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケガ</td> <td>ケガをした日※1 からその日を含めて180日以内</td> </tr> <tr> <td>骨折</td> <td>骨折をした日※4 からその日を含めて180日以内</td> </tr> <tr> <td>熱中症</td> <td>発症日からその日を含めて180日以内</td> </tr> </tbody> </table>	通院の原因	通院対象期間	ケガ	ケガをした日※1 からその日を含めて180日以内	骨折	骨折をした日※4 からその日を含めて180日以内	熱中症	発症日からその日を含めて180日以内	1回の通院対象期間につき30日 (捻挫、打撲※5は10日) ／通算180日	3,000円 × 通院日数
通院の原因	通院対象期間											
ケガ	ケガをした日※1 からその日を含めて180日以内											
骨折	骨折をした日※4 からその日を含めて180日以内											
熱中症	発症日からその日を含めて180日以内											

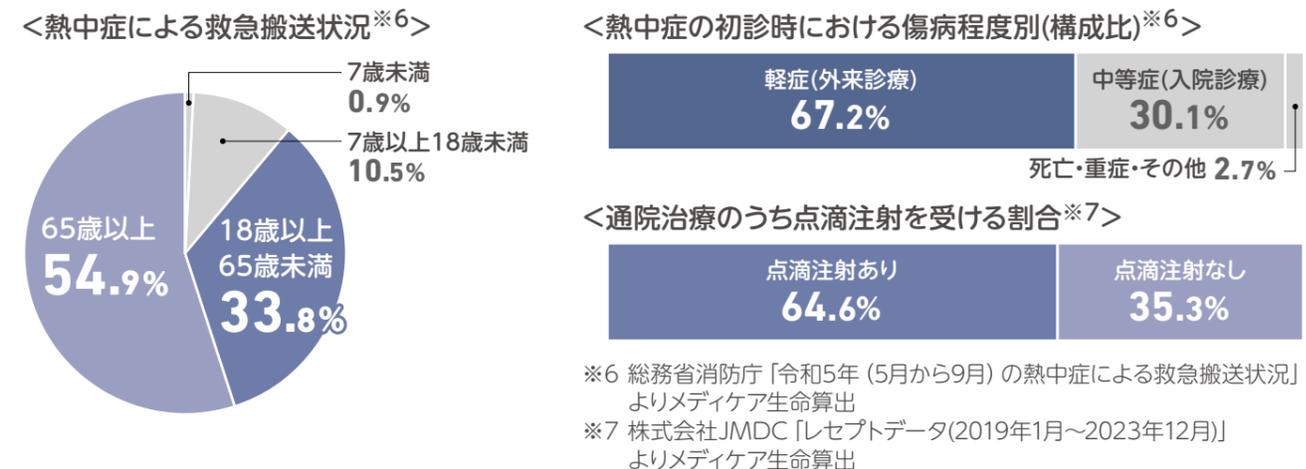
* 公的医療保険制度対象となる手術、点滴注射が保障対象となります。
 * 重度特定損傷給付金は特定損傷給付金額の倍額、熱中症給付金は特定損傷給付金額の20%です。
 ※1 ケガの原因となった不慮の事故が生じた日となります。
 ※2 同一の外因、同一の病気かつ同時期に発生した骨折、脊椎の圧迫骨折に対するお支払いは、それぞれ1回を限度とします。
 ※3 同一の熱中症によるお支払いは、1回を限度とします。
 ※4 不慮の事故による骨折の場合は、事故の日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。
 ※5 挫傷を含みます。

⚠ 筋肉・腱の断裂および靭帯の断裂については、ギプス等による固定や手術を要しない場合は特定損傷給付金のお支払いの対象となりません。
 ・半月板の断裂については、手術を要しない場合は特定損傷給付金のお支払いの対象となりません。
 ・熱傷については、直径2cm以上の重度(深達性Ⅱ度およびⅢ度)の熱傷に該当しない場合または電撃傷に該当する場合は特定損傷給付金および重度特定損傷給付金のお支払いの対象となりません。
 ・「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」など重度特定損傷給付金をお支払いできない手術があります。

ケガはさまざまな場面で発生し、約5割は家の中で発生しています。



熱中症は幅広い年齢で発生し、約6割が通院(外来)の治療です。通院(外来)のみの場合でも、約6割が点滴注射を受けています。



ケガの手術では、体内に固定する材料を使用することや人工関節などを挿入することが多く、その場合技術料とは別に材料費がかかり、治療費が高額になることもあります。

<治療例>

ケガ	手術	費用※8	高額療養費制度適用後※9
大腿骨骨折	人工骨頭挿入術	28.9万円	8.7万円程度
	うち手術料	5.8万円	
	うち材料料	23.1万円	

※8 費用は自己負担割合3割で計算しています。
 ※9 年齢や所得によって異なります。(70歳未満、年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円～50万円)の場合。)手術料+材料料のみ算定しています。
 厚生労働省「令和6年度 医科診療報酬点数表」[令和6年度 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)]よりメディケア生命算出

死亡

限定告知型終身保険特約
(低解約返戻金型)

契約年齢
18～85歳

責任開始期より保障

死亡保険金額50万円の場合

●死亡されたとき、死亡保険金**50万円**をお受け取りいただけます。

⚠主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型 なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

葬儀にはさまざまな費用がかかります。

費用項目	平均費用
葬儀費 …斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式	75.7万円
飲食費 …通夜ぶるまい、告別料理などの飲食	20.7万円
返礼品 …香典に対するお礼の品物	22.0万円
お布施 …寺院・教会・神社など宗教者への御礼	22.4万円
葬儀にかかる費用合計	140.8万円

株式会社鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査(2024年)」よりメディケア生命算出
*お布施の平均費用のみ、公表形式の変更のため株式会社鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査(2022年)」より引用

*限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を付加される場合は、リビング・ニーズ特約を付加していただくことができます。

リビング・ニーズ特約

特約保険料無料

限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合に付加できます。

余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の**全部***または**一部***を前払請求していただけます。

- ⚠リビング・ニーズ保険金のお支払限度は1契約につき1回です。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、死亡保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。

*請求日における限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金額または3,000万円(被保険者おひとりにつき)のいずれか小さい金額を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。



パパ ケアちゃん メディくん ママ

*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の
保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

入院給付日額 **5,000円**

給付限度の型 **30日型**

保険期間・
保険料払込期間 **終身**

保険料払込免除
の特約 **なし** [単位:円]

契約年齢(歳)	初期入院 10日給付特則									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
18	2,465	2,390	2,065	1,990	1,605	1,925	1,850	1,525	1,450	1,065
19	2,490	2,415	2,085	2,005	1,615	1,945	1,870	1,540	1,460	1,070
20	2,515	2,440	2,100	2,020	1,625	1,970	1,895	1,555	1,475	1,080
21	2,550	2,470	2,125	2,045	1,640	1,995	1,915	1,570	1,490	1,085
22	2,585	2,500	2,150	2,065	1,655	2,025	1,940	1,590	1,505	1,095
23	2,620	2,535	2,175	2,090	1,670	2,055	1,970	1,610	1,525	1,105
24	2,665	2,575	2,210	2,120	1,690	2,090	2,000	1,635	1,545	1,115
25	2,705	2,615	2,240	2,150	1,710	2,120	2,030	1,655	1,565	1,125
26	2,760	2,665	2,280	2,185	1,735	2,165	2,070	1,685	1,590	1,140
27	2,810	2,715	2,320	2,220	1,760	2,205	2,110	1,715	1,615	1,155
28	2,875	2,770	2,365	2,265	1,790	2,255	2,150	1,745	1,645	1,170
29	2,935	2,830	2,410	2,310	1,820	2,300	2,195	1,775	1,675	1,185
30	3,000	2,890	2,460	2,355	1,850	2,350	2,240	1,810	1,705	1,200
31	3,065	2,955	2,510	2,400	1,880	2,405	2,295	1,850	1,740	1,220
32	3,135	3,025	2,560	2,450	1,915	2,460	2,350	1,885	1,775	1,240
33	3,210	3,090	2,615	2,500	1,950	2,515	2,395	1,920	1,805	1,255
34	3,290	3,170	2,675	2,555	1,990	2,580	2,460	1,965	1,845	1,280
35	3,370	3,245	2,740	2,615	2,030	2,640	2,515	2,010	1,885	1,300
36	3,455	3,325	2,805	2,675	2,075	2,705	2,575	2,055	1,925	1,325
37	3,540	3,410	2,870	2,740	2,120	2,770	2,640	2,100	1,970	1,350
38	3,640	3,505	2,950	2,815	2,175	2,840	2,705	2,150	2,015	1,375
39	3,735	3,595	3,020	2,880	2,225	2,915	2,775	2,200	2,060	1,405
40	3,845	3,700	3,105	2,960	2,285	2,995	2,850	2,255	2,110	1,435
41	3,955	3,805	3,190	3,040	2,345	3,080	2,930	2,315	2,165	1,470
42	4,070	3,920	3,280	3,125	2,410	3,165	3,015	2,375	2,220	1,505
43	4,195	4,040	3,375	3,215	2,480	3,255	3,100	2,435	2,275	1,540
44	4,330	4,170	3,475	3,315	2,555	3,355	3,195	2,500	2,340	1,580
45	4,465	4,300	3,575	3,410	2,630	3,455	3,290	2,565	2,400	1,620
46	4,610	4,440	3,685	3,515	2,715	3,560	3,390	2,635	2,465	1,665
47	4,760	4,585	3,795	3,625	2,800	3,670	3,495	2,705	2,535	1,710
48	4,920	4,745	3,920	3,740	2,895	3,785	3,610	2,785	2,605	1,760
49	5,085	4,905	4,045	3,860	2,990	3,905	3,725	2,865	2,680	1,810
50	5,255	5,070	4,170	3,985	3,090	4,025	3,840	2,940	2,755	1,860

契約年齢(歳)	初期入院 10日給付特則適用なし									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
18	2,180	2,105	1,780	1,705	1,320	1,715	1,640	1,315	1,240	855
19	2,205	2,130	1,800	1,720	1,330	1,735	1,660	1,330	1,250	860
20	2,230	2,155	1,815	1,735	1,340	1,755	1,680	1,340	1,260	865
21	2,260	2,180	1,835	1,755	1,350	1,780	1,700	1,355	1,275	870
22	2,290	2,205	1,855	1,770	1,360	1,810	1,725	1,375	1,290	880
23	2,325	2,240	1,880	1,795	1,375	1,835	1,750	1,390	1,305	885
24	2,365	2,275	1,910	1,820	1,390	1,870	1,780	1,415	1,325	895
25	2,405	2,315	1,940	1,850	1,410	1,900	1,810	1,435	1,345	905
26	2,455	2,360	1,975	1,880	1,430	1,940	1,845	1,460	1,365	915
27	2,500	2,405	2,010	1,910	1,450	1,980	1,885	1,490	1,390	930
28	2,560	2,455	2,050	1,950	1,475	2,025	1,920	1,515	1,415	940
29	2,615	2,510	2,090	1,990	1,500	2,070	1,965	1,545	1,445	955
30	2,675	2,565	2,135	2,030	1,525	2,120	2,010	1,580	1,475	970
31	2,735	2,625	2,180	2,070	1,550	2,165	2,055	1,610	1,500	980
32	2,800	2,690	2,225	2,115	1,580	2,220	2,110	1,645	1,535	1,000
33	2,870	2,750	2,275	2,160	1,610	2,275	2,155	1,680	1,565	1,015
34	2,940	2,820	2,325	2,205	1,640	2,330	2,210	1,715	1,595	1,030
35	3,015	2,890	2,385	2,260	1,675	2,390	2,265	1,760	1,635	1,050
36	3,095	2,965	2,445	2,315	1,715	2,450	2,320	1,800	1,670	1,070
37	3,170	3,040	2,500	2,370	1,750	2,510	2,380	1,840	1,710	1,090
38	3,260	3,125	2,570	2,435	1,795	2,580	2,445	1,890	1,755	1,115
39	3,350	3,210	2,635	2,495	1,840	2,645	2,505	1,930	1,790	1,135
40	3,450	3,305	2,710	2,565	1,890	2,720	2,575	1,980	1,835	1,160
41	3,550	3,400	2,785	2,635	1,940	2,800	2,650	2,035	1,885	1,190
42	3,660	3,510	2,870	2,715	2,000	2,880	2,730	2,090	1,935	1,220
43	3,775	3,620	2,955	2,795	2,060	2,970	2,815	2,150	1,990	1,255
44	3,895	3,735	3,040	2,880	2,120	3,060	2,900	2,205	2,045	1,285
45	4,025	3,860	3,135	2,970	2,190	3,160	2,995	2,270	2,105	1,325
46	4,160	3,990	3,235	3,065	2,265	3,255	3,085	2,330	2,160	1,360
47	4,300	4,125	3,335	3,165	2,340	3,360	3,185	2,395	2,225	1,400
48	4,445	4,270	3,445	3,265	2,420	3,470	3,295	2,470	2,290	1,445
49	4,600	4,420	3,560	3,375	2,505	3,580	3,400	2,540	2,355	1,485
50	4,755	4,570	3,670	3,485	2,590	3,695	3,510	2,610	2,425	1,530

●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記掲載以外の保険料については、設計書などをご確認ください。

オプション(選べる特約)については次ページをご覧ください。



告知について

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

注意喚起情報

お問い合わせ

ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の
保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

保険期間・**終身** 限定告知型損傷特約は80歳まで
保険料払込期間
保険料払込免除の特約 **なし** [単位:円]

どちらかを選択

契約年齢(歳)	限定告知型 先進医療・患者申出 療養特約(24)	限定告知型 先進医療特約(24)	限定告知型 入院一時給付 特約(24)	限定告知型 通院治療特約	限定告知型 抗がん剤治療特約	限定告知型 がん診断特約		限定告知型 特定3疾病一時給付 特約		限定告知型損傷特約		限定告知型 終身保険特約 (低解約返戻金型)
	—	—	1入院につき 5万円	1日につき 5,000円	抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤 治療給付金 1か月につき10万円	I型	II型	I型	II型	特定損傷給付金 1回につき5万円 重度特定損傷給付金 1回につき10万円 熱中症給付金 1回につき1万円	II型	死亡保険金 50万円
						1回につき 50万円		1回につき 50万円			I型の給付に加え、 損傷通院治療給付金 1日につき 3,000円	
18	190	184	730	690	330	710	840	1,370	1,915	280	691	725
19	190	184	730	700	340	730	870	1,415	1,975	280	682	740
20	190	184	735	715	345	755	900	1,460	2,040	280	679	755
21	190	184	745	725	355	780	925	1,505	2,105	280	673	770
22	190	184	750	745	370	810	960	1,560	2,180	280	673	785
23	190	184	755	760	380	835	990	1,615	2,255	280	673	805
24	190	184	765	775	390	865	1,025	1,670	2,340	280	673	825
25	190	184	775	795	405	895	1,060	1,730	2,420	280	676	845
26	190	184	785	815	415	925	1,095	1,795	2,510	280	679	860
27	190	184	795	840	430	955	1,135	1,860	2,605	280	682	880
28	190	184	805	865	445	990	1,175	1,930	2,705	280	688	900
29	190	184	815	890	465	1,025	1,220	2,010	2,810	280	691	920
30	190	184	825	920	480	1,070	1,265	2,090	2,925	280	694	940
31	190	184	835	950	500	1,110	1,315	2,185	3,050	280	700	965
32	190	184	850	985	520	1,155	1,370	2,280	3,180	280	703	990
33	190	184	860	1,020	540	1,205	1,430	2,385	3,320	280	703	1,015
34	190	184	870	1,060	560	1,255	1,490	2,495	3,470	280	706	1,045
35	190	184	880	1,100	585	1,310	1,550	2,605	3,620	280	712	1,070
36	190	184	895	1,140	610	1,370	1,620	2,720	3,780	280	715	1,100
37	190	184	905	1,185	635	1,425	1,690	2,840	3,945	280	718	1,130
38	190	184	920	1,230	660	1,490	1,765	2,960	4,115	280	724	1,160
39	190	184	935	1,275	690	1,555	1,840	3,090	4,295	280	727	1,195
40	190	184	950	1,325	720	1,625	1,920	3,225	4,480	280	730	1,225
41	190	184	970	1,375	750	1,700	2,010	3,365	4,680	280	733	1,265
42	190	184	990	1,430	785	1,775	2,100	3,515	4,885	280	736	1,300
43	190	184	1,010	1,485	820	1,860	2,195	3,670	5,100	280	739	1,340
44	190	184	1,030	1,540	855	1,945	2,295	3,825	5,315	280	742	1,380
45	190	184	1,050	1,595	895	2,035	2,400	3,985	5,535	280	745	1,425
46	190	184	1,075	1,655	935	2,125	2,505	4,145	5,765	280	751	1,470
47	190	184	1,100	1,715	980	2,225	2,620	4,315	5,995	280	754	1,515
48	190	184	1,125	1,780	1,020	2,325	2,735	4,485	6,235	280	760	1,570
49	190	184	1,150	1,845	1,070	2,430	2,855	4,665	6,480	280	763	1,620
50	190	184	1,175	1,910	1,115	2,535	2,980	4,850	6,740	280	769	1,675

基本の保障(主契約)については前ページをご覧ください。

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 限定告知型がん診断特約と限定告知型特定3疾病一時給付特約は同一の型のみご選択いただけます。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

告知について

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

注意喚起情報

入院給付日額 **5,000円**

給付限度の型 **30日型**

保険期間・
保険料払込期間 **終身**

保険料払込免除
の特約 **なし** [単位:円]

ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が**3,000円**以上かつ主契約+特約の
保険料合計が**1,000円**以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

契約年齢(歳)	初期入院 10日給付特則									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
51	5,430	5,240	4,305	4,115	3,195	4,145	3,955	3,020	2,830	1,910
52	5,605	5,410	4,445	4,245	3,300	4,270	4,075	3,110	2,910	1,965
53	5,795	5,595	4,590	4,390	3,415	4,405	4,205	3,200	3,000	2,025
54	5,985	5,775	4,740	4,530	3,530	4,535	4,325	3,290	3,080	2,080
55	6,180	5,970	4,895	4,685	3,655	4,665	4,455	3,380	3,170	2,140
56	6,380	6,165	5,055	4,840	3,780	4,805	4,590	3,480	3,265	2,205
57	6,585	6,365	5,220	5,000	3,910	4,945	4,725	3,580	3,360	2,270
58	6,800	6,575	5,395	5,175	4,050	5,090	4,865	3,685	3,465	2,340
59	7,020	6,795	5,575	5,350	4,195	5,240	5,015	3,795	3,570	2,415
60	7,250	7,020	5,765	5,535	4,350	5,390	5,160	3,905	3,675	2,490
61	7,510	7,280	5,980	5,745	4,525	5,560	5,330	4,030	3,795	2,575
62	7,785	7,545	6,200	5,965	4,710	5,745	5,505	4,160	3,925	2,670
63	8,065	7,825	6,435	6,195	4,905	5,925	5,685	4,295	4,055	2,765
64	8,360	8,115	6,675	6,435	5,110	6,120	5,875	4,435	4,195	2,870
65	8,665	8,420	6,930	6,685	5,325	6,315	6,070	4,580	4,335	2,975
66	8,980	8,735	7,190	6,945	5,550	6,515	6,270	4,725	4,480	3,085
67	9,310	9,060	7,470	7,220	5,790	6,725	6,475	4,885	4,635	3,205
68	9,655	9,405	7,760	7,510	6,045	6,940	6,690	5,045	4,795	3,330
69	10,015	9,765	8,060	7,810	6,310	7,160	6,910	5,205	4,955	3,455
70	10,385	10,135	8,380	8,125	6,590	7,390	7,140	5,385	5,130	3,595
71	10,885	10,630	8,805	8,550	6,960	7,700	7,445	5,620	5,365	3,775
72	11,415	11,160	9,260	9,005	7,360	8,025	7,770	5,870	5,615	3,970
73	11,980	11,720	9,745	9,485	7,790	8,370	8,110	6,135	5,875	4,180
74	12,570	12,310	10,260	10,000	8,250	8,725	8,465	6,415	6,155	4,405
75	13,205	12,945	10,815	10,555	8,750	9,100	8,840	6,710	6,450	4,645
76	13,695	13,445	11,260	11,010	9,170	9,365	9,115	6,930	6,680	4,840
77	14,215	13,970	11,735	11,490	9,620	9,640	9,395	7,160	6,915	5,045
78	14,760	14,520	12,235	12,000	10,100	9,930	9,690	7,405	7,170	5,270
79	15,345	15,115	12,775	12,550	10,620	10,240	10,010	7,670	7,445	5,515
80	15,970	15,750	13,365	13,145	11,185	10,565	10,345	7,960	7,740	5,780
81	16,650	16,440	14,000	13,790	11,800	10,925	10,715	8,275	8,065	6,075
82	17,390	17,190	14,690	14,495	12,470	11,320	11,120	8,620	8,425	6,400
83	18,195	18,005	15,450	15,260	13,200	11,745	11,555	9,000	8,810	6,750
84	19,040	18,860	16,245	16,065	13,965	12,195	12,015	9,400	9,220	7,120
85	19,925	19,755	17,070	16,900	14,760	12,660	12,490	9,805	9,635	7,495

契約年齢(歳)	初期入院 10日給付特則適用なし									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
51	4,915	4,725	3,790	3,600	2,680	3,815	3,625	2,690	2,500	1,580
52	5,080	4,885	3,920	3,720	2,775	3,930	3,735	2,770	2,570	1,625
53	5,255	5,055	4,050	3,850	2,875	4,055	3,855	2,850	2,650	1,675
54	5,435	5,225	4,190	3,980	2,980	4,180	3,970	2,935	2,725	1,725
55	5,610	5,400	4,325	4,115	3,085	4,305	4,095	3,020	2,810	1,780
56	5,800	5,585	4,475	4,260	3,200	4,435	4,220	3,110	2,895	1,835
57	5,990	5,770	4,625	4,405	3,315	4,570	4,350	3,205	2,985	1,895
58	6,190	5,965	4,785	4,565	3,440	4,705	4,480	3,300	3,080	1,955
59	6,395	6,170	4,950	4,725	3,570	4,845	4,620	3,400	3,175	2,020
60	6,605	6,375	5,120	4,890	3,705	4,990	4,760	3,505	3,275	2,090
61	6,850	6,620	5,320	5,085	3,865	5,155	4,925	3,625	3,390	2,170
62	7,105	6,865	5,520	5,285	4,030	5,330	5,090	3,745	3,510	2,255
63	7,370	7,130	5,740	5,500	4,210	5,500	5,260	3,870	3,630	2,340
64	7,645	7,400	5,960	5,720	4,395	5,685	5,440	4,000	3,760	2,435
65	7,935	7,690	6,200	5,955	4,595	5,875	5,630	4,140	3,895	2,535
66	8,235	7,990	6,445	6,200	4,805	6,070	5,825	4,280	4,035	2,640
67	8,550	8,300	6,710	6,460	5,030	6,270	6,020	4,430	4,180	2,750
68	8,875	8,625	6,980	6,730	5,265	6,475	6,225	4,580	4,330	2,865
69	9,220	8,970	7,265	7,015	5,515	6,695	6,445	4,740	4,490	2,990
70	9,575	9,325	7,570	7,315	5,780	6,910	6,660	4,905	4,650	3,115
71	10,050	9,795	7,970	7,715	6,125	7,210	6,955	5,130	4,875	3,285
72	10,555	10,300	8,400	8,145	6,500	7,525	7,270	5,370	5,115	3,470
73	11,090	10,830	8,855	8,595	6,900	7,855	7,595	5,620	5,360	3,665
74	11,655	11,395	9,345	9,085	7,335	8,195	7,935	5,885	5,625	3,875
75	12,260	12,000	9,870	9,610	7,805	8,560	8,300	6,170	5,910	4,105
76	12,735	12,485	10,300	10,050	8,210	8,820	8,570	6,385	6,135	4,295
77	13,245	13,000	10,765	10,520	8,650	9,095	8,850	6,615	6,370	4,500
78	13,780	13,540	11,255	11,020	9,120	9,380	9,140	6,855	6,620	4,720
79	14,355	14,125	11,785	11,560	9,630	9,685	9,455	7,115	6,890	4,960
80	14,960	14,740	12,355	12,135	10,175	10,005	9,785	7,400	7,180	5,220
81	15,620	15,410	12,970	12,760	10,770	10,350	10,140	7,700	7,490	5,500
82	16,320	16,120	13,620	13,425	11,400	10,725	10,525	8,025	7,830	5,805
83	17,065	16,875	14,320	14,130	12,070	11,125	10,935	8,380	8,190	6,130
84	17,850	17,670	15,055	14,875	12,775	11,540	11,360	8,745	8,565	6,465
85	18,670	18,500	15,815	15,645	13,505	11,975	11,805	9,120	8,950	6,810

オプション(選べる特約)については次ページをご覧ください。

●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記掲載以外の保険料については、設計書などをご確認ください。

ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の
保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

保険期間・**終身** 限定告知型損傷特約は80歳まで
保険料払込期間
保険料払込免除の特約 **なし** [単位:円]

どちらかを選択

契約年齢(歳)	限定告知型 先進医療・患者申出 療養特約(24)	限定告知型 先進医療特約(24)	限定告知型 入院一時給付 特約(24)	限定告知型 通院治療特約	限定告知型 抗がん剤治療特約	限定告知型 がん診断特約		限定告知型 特定3疾病一時給付 特約		限定告知型損傷特約		限定告知型 終身保険特約 (低解約返戻金型)
	—	—	1入院につき 5万円	1日につき 5,000円	抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤 治療給付金 1か月につき10万円	I型	II型	I型	II型	特定損傷給付金 1回につき5万円 重度特定損傷給付金 1回につき10万円 熱中症給付金 1回につき1万円	I型の給付に加え、 損傷通院治療給付金 1日につき 3,000円	死亡保険金 50万円
						1回につき 50万円		1回につき 50万円				
51	190	184	1,200	1,980	1,165	2,650	3,115	5,050	7,010	280	775	1,735
52	190	184	1,225	2,055	1,215	2,770	3,255	5,250	7,285	280	778	1,800
53	190	184	1,255	2,125	1,270	2,895	3,395	5,460	7,570	280	784	1,865
54	190	184	1,285	2,200	1,325	3,015	3,540	5,670	7,855	280	790	1,935
55	190	184	1,315	2,270	1,380	3,140	3,685	5,885	8,145	280	793	2,010
56	190	184	1,345	2,345	1,440	3,270	3,835	6,100	8,430	280	799	2,090
57	190	184	1,375	2,420	1,495	3,400	3,985	6,320	8,720	280	805	2,175
58	190	184	1,410	2,495	1,555	3,530	4,135	6,550	9,015	280	808	2,265
59	190	184	1,445	2,580	1,610	3,665	4,295	6,790	9,325	280	814	2,360
60	190	184	1,480	2,670	1,670	3,805	4,455	7,045	9,650	280	820	2,465
61	190	184	1,520	2,775	1,730	3,965	4,640	7,320	10,010	280	826	2,575
62	190	184	1,565	2,890	1,795	4,115	4,815	7,610	10,380	280	832	2,695
63	190	184	1,615	3,010	1,860	4,270	4,995	7,900	10,760	280	838	2,815
64	190	184	1,665	3,135	1,925	4,415	5,160	8,185	11,145	280	847	2,950
65	190	184	1,720	3,260	1,995	4,550	5,320	8,460	11,520	280	853	3,090
66	190	184	1,775	3,380	2,065	4,665	5,455	8,730	11,895	280	862	3,240
67	190	184	1,835	3,500	2,140	4,780	5,580	8,980	12,255	280	868	3,405
68	190	184	1,895	3,620	2,215	4,875	5,695	9,225	12,610	280	877	3,585
69	190	184	1,960	3,745	2,285	4,975	5,810	9,470	12,955	280	886	3,785
70	190	184	2,025	3,875	2,360	5,065	5,915	9,705	13,285	280	895	4,000
71	190	184	2,115	4,050	2,450	5,215	6,085	9,955	13,625	—	—	4,235
72	190	184	2,205	4,230	2,545	5,360	6,255	10,200	13,955	—	—	4,500
73	190	184	2,305	4,420	2,635	5,520	6,440	10,440	14,265	—	—	4,790
74	190	184	2,405	4,615	2,725	5,670	6,615	10,675	14,575	—	—	5,115
75	190	184	2,515	4,810	2,815	5,835	6,805	10,905	14,865	—	—	5,470
76	190	184	2,600	4,950	2,860	5,915	6,900	11,080	15,085	—	—	5,865
77	190	184	2,690	5,080	2,905	6,005	7,005	11,245	15,295	—	—	6,310
78	190	184	2,780	5,210	2,940	6,075	7,095	11,410	15,500	—	—	6,810
79	190	184	2,880	5,330	2,975	6,155	7,185	11,575	15,705	—	—	7,370
80	190	184	2,980	5,440	3,005	6,220	7,260	11,825	16,035	—	—	8,005
81	190	184	3,090	5,545	3,030	6,285	7,335	12,005	16,265	—	—	8,720
82	190	184	3,200	5,640	3,055	6,345	7,410	12,195	16,505	—	—	9,540
83	190	184	3,310	5,735	3,080	6,405	7,475	12,390	16,750	—	—	10,470
84	190	184	3,425	5,825	3,105	6,455	7,530	12,585	17,005	—	—	11,540
85	190	184	3,540	5,920	3,130	6,500	7,585	12,785	17,265	—	—	12,775

基本の保障(主契約)については前ページをご覧ください。

●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記保険料の「—」についてはお取り扱いしておりません。
●上記掲載以外の保険料については、設計書などご確認ください。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●限定告知型がん診断特約と限定告知型特定3疾病一時給付特約は同一の型のみご選択いただけます。

●限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

告知について
商品の概要
保障内容
保険料表
よくある質問
サービス
契約概要
注意喚起情報

入院給付日額 **5,000円**

給付限度の型 **30日型**

保険期間・
保険料払込期間 **終身**

保険料払込免除
の特約 **なし** [単位:円]

ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が**3,000円**以上かつ主契約+特約の
保険料合計が**1,000円**以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

契約年齢(歳)	初期入院10日給付特則									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
18	3,320	3,245	2,675	2,600	1,930	2,750	2,675	2,105	2,030	1,360
19	3,340	3,260	2,700	2,620	1,945	2,760	2,680	2,120	2,040	1,365
20	3,345	3,270	2,710	2,630	1,950	2,760	2,685	2,125	2,045	1,365
21	3,360	3,280	2,725	2,640	1,960	2,765	2,685	2,130	2,045	1,365
22	3,370	3,285	2,735	2,650	1,965	2,770	2,685	2,135	2,050	1,365
23	3,375	3,290	2,745	2,655	1,970	2,770	2,685	2,140	2,050	1,365
24	3,380	3,290	2,750	2,665	1,975	2,770	2,680	2,140	2,055	1,365
25	3,380	3,290	2,755	2,665	1,975	2,765	2,675	2,140	2,050	1,360
26	3,385	3,290	2,765	2,670	1,980	2,765	2,670	2,145	2,050	1,360
27	3,390	3,295	2,775	2,680	1,990	2,755	2,660	2,140	2,045	1,355
28	3,395	3,295	2,790	2,690	2,000	2,750	2,650	2,145	2,045	1,355
29	3,390	3,295	2,795	2,695	2,005	2,740	2,645	2,145	2,045	1,355
30	3,395	3,295	2,810	2,710	2,020	2,730	2,630	2,145	2,045	1,355
31	3,395	3,290	2,820	2,715	2,030	2,720	2,615	2,145	2,040	1,355
32	3,395	3,290	2,830	2,725	2,045	2,705	2,600	2,140	2,035	1,355
33	3,395	3,290	2,840	2,735	2,060	2,695	2,590	2,140	2,035	1,360
34	3,400	3,295	2,860	2,750	2,080	2,680	2,575	2,140	2,030	1,360
35	3,405	3,295	2,875	2,765	2,100	2,670	2,560	2,140	2,030	1,365
36	3,420	3,310	2,905	2,790	2,130	2,665	2,555	2,150	2,035	1,375
37	3,435	3,320	2,925	2,810	2,155	2,660	2,545	2,150	2,035	1,380
38	3,460	3,345	2,960	2,845	2,190	2,660	2,545	2,160	2,045	1,390
39	3,485	3,370	2,990	2,875	2,220	2,670	2,555	2,175	2,060	1,405
40	3,535	3,415	3,040	2,920	2,265	2,690	2,570	2,195	2,075	1,420
41	3,585	3,460	3,090	2,965	2,305	2,715	2,590	2,220	2,095	1,435
42	3,650	3,525	3,150	3,025	2,355	2,755	2,630	2,255	2,130	1,460
43	3,715	3,590	3,205	3,075	2,400	2,795	2,670	2,285	2,155	1,480
44	3,795	3,665	3,270	3,140	2,455	2,845	2,715	2,320	2,190	1,505
45	3,875	3,745	3,340	3,205	2,510	2,895	2,765	2,360	2,225	1,530
46	3,965	3,830	3,410	3,275	2,570	2,955	2,820	2,400	2,265	1,560
47	4,055	3,915	3,485	3,350	2,630	3,010	2,870	2,440	2,305	1,585
48	4,150	4,010	3,565	3,425	2,695	3,070	2,930	2,485	2,345	1,615
49	4,250	4,105	3,645	3,500	2,760	3,135	2,990	2,530	2,385	1,645
50	4,350	4,205	3,730	3,585	2,830	3,200	3,055	2,580	2,435	1,680

契約年齢(歳)	初期入院10日給付特則適用なし									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
18	2,965	2,890	2,320	2,245	1,575	2,475	2,400	1,830	1,755	1,085
19	2,985	2,905	2,345	2,265	1,590	2,485	2,405	1,845	1,765	1,090
20	2,995	2,920	2,360	2,280	1,600	2,490	2,415	1,855	1,775	1,095
21	3,005	2,925	2,370	2,285	1,605	2,495	2,415	1,860	1,775	1,095
22	3,020	2,935	2,385	2,300	1,615	2,505	2,420	1,870	1,785	1,100
23	3,025	2,940	2,395	2,305	1,620	2,505	2,420	1,875	1,785	1,100
24	3,030	2,940	2,400	2,315	1,625	2,505	2,415	1,875	1,790	1,100
25	3,040	2,950	2,415	2,325	1,635	2,505	2,415	1,880	1,790	1,100
26	3,045	2,950	2,425	2,330	1,640	2,505	2,410	1,885	1,790	1,100
27	3,050	2,955	2,435	2,340	1,650	2,500	2,405	1,885	1,790	1,100
28	3,055	2,955	2,450	2,350	1,660	2,495	2,395	1,890	1,790	1,100
29	3,060	2,965	2,465	2,365	1,675	2,485	2,390	1,890	1,790	1,100
30	3,060	2,960	2,475	2,375	1,685	2,480	2,380	1,895	1,795	1,105
31	3,065	2,960	2,490	2,385	1,700	2,470	2,365	1,895	1,790	1,105
32	3,070	2,965	2,505	2,400	1,720	2,460	2,355	1,895	1,790	1,110
33	3,070	2,965	2,515	2,410	1,735	2,450	2,345	1,895	1,790	1,115
34	3,080	2,975	2,540	2,430	1,760	2,440	2,335	1,900	1,790	1,120
35	3,085	2,975	2,555	2,445	1,780	2,430	2,320	1,900	1,790	1,125
36	3,095	2,985	2,580	2,465	1,805	2,425	2,315	1,910	1,795	1,135
37	3,115	3,000	2,605	2,490	1,835	2,425	2,310	1,915	1,800	1,145
38	3,135	3,020	2,635	2,520	1,865	2,430	2,315	1,930	1,815	1,160
39	3,165	3,050	2,670	2,555	1,900	2,435	2,320	1,940	1,825	1,170
40	3,210	3,090	2,715	2,595	1,940	2,455	2,335	1,960	1,840	1,185
41	3,260	3,135	2,765	2,640	1,980	2,485	2,360	1,990	1,865	1,205
42	3,320	3,195	2,820	2,695	2,025	2,520	2,395	2,020	1,895	1,225
43	3,385	3,260	2,875	2,745	2,070	2,560	2,435	2,050	1,920	1,245
44	3,460	3,330	2,935	2,805	2,120	2,610	2,480	2,085	1,955	1,270
45	3,535	3,405	3,000	2,865	2,170	2,655	2,525	2,120	1,985	1,290
46	3,620	3,485	3,065	2,930	2,225	2,710	2,575	2,155	2,020	1,315
47	3,705	3,565	3,135	3,000	2,280	2,770	2,630	2,200	2,065	1,345
48	3,795	3,655	3,210	3,070	2,340	2,825	2,685	2,240	2,100	1,370
49	3,890	3,745	3,285	3,140	2,400	2,890	2,745	2,285	2,140	1,400
50	3,985	3,840	3,365	3,220	2,465	2,955	2,810	2,335	2,190	1,435

●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記掲載以外の保険料については、設計書などをご確認ください。

オプション(選べる特約)については次ページをご覧ください。

ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の
保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

保険期間・**終身** 限定告知型損傷特約は80歳まで
保険料払込期間
保険料払込免除の特約 **なし** [単位:円]

どちらかを選択

契約年齢(歳)	限定告知型 先進医療・患者申出 療養特約(24)	限定告知型 先進医療特約(24)	限定告知型 入院一時給付 特約(24)	限定告知型 通院治療特約	限定告知型 抗がん剤治療特約	限定告知型 がん診断特約		限定告知型 特定3疾病一時給付 特約		限定告知型損傷特約		限定告知型 終身保険特約 (低解約返戻金型)
	—	—	1入院につき 5万円	1日につき 5,000円	抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤 治療給付金 1か月につき10万円	I型	II型	I型	II型	I型	II型	死亡保険金 50万円
	—	—	—	—	—	1回につき 50万円	—	1回につき 50万円	—	—	—	—
18	190	184	1,020	575	600	830	995	1,120	1,450	375	807	590
19	190	184	1,025	585	620	860	1,035	1,160	1,500	375	810	605
20	190	184	1,025	600	645	890	1,070	1,205	1,550	375	813	615
21	190	184	1,025	620	665	920	1,105	1,245	1,605	375	819	625
22	190	184	1,025	635	690	950	1,140	1,290	1,660	375	825	635
23	190	184	1,025	650	715	975	1,180	1,335	1,720	375	831	650
24	190	184	1,020	670	740	1,005	1,215	1,380	1,775	375	840	665
25	190	184	1,015	690	770	1,035	1,250	1,425	1,835	375	852	675
26	190	184	1,005	710	795	1,065	1,290	1,470	1,895	375	861	690
27	190	184	1,000	730	825	1,095	1,325	1,520	1,955	375	873	700
28	190	184	990	750	855	1,125	1,365	1,565	2,015	375	885	715
29	190	184	980	770	890	1,155	1,405	1,615	2,080	375	897	735
30	190	184	970	790	920	1,185	1,445	1,665	2,145	375	912	750
31	190	184	960	815	955	1,220	1,485	1,720	2,210	375	924	765
32	190	184	950	840	990	1,250	1,525	1,770	2,285	375	936	785
33	190	184	940	865	1,025	1,285	1,565	1,825	2,355	375	948	800
34	190	184	930	895	1,060	1,315	1,605	1,885	2,430	375	960	820
35	190	184	920	920	1,090	1,350	1,645	1,940	2,505	375	972	840
36	190	184	915	950	1,125	1,380	1,685	2,000	2,580	375	987	860
37	190	184	905	980	1,160	1,410	1,725	2,060	2,655	375	999	885
38	190	184	905	1,015	1,190	1,440	1,760	2,125	2,735	375	1,014	905
39	190	184	905	1,045	1,215	1,470	1,800	2,190	2,820	375	1,029	930
40	190	184	905	1,080	1,230	1,500	1,840	2,255	2,905	375	1,041	950
41	190	184	905	1,115	1,250	1,535	1,885	2,325	2,990	375	1,056	975
42	190	184	910	1,150	1,270	1,570	1,925	2,400	3,085	375	1,068	1,000
43	190	184	915	1,185	1,280	1,605	1,970	2,475	3,175	375	1,083	1,025
44	190	184	920	1,220	1,295	1,640	2,010	2,550	3,270	375	1,098	1,055
45	190	184	930	1,255	1,300	1,670	2,050	2,625	3,360	375	1,110	1,085
46	190	184	935	1,290	1,305	1,700	2,085	2,705	3,455	375	1,125	1,115
47	190	184	945	1,325	1,305	1,725	2,125	2,780	3,545	375	1,140	1,145
48	190	184	955	1,365	1,305	1,755	2,160	2,860	3,640	375	1,155	1,175
49	190	184	970	1,400	1,305	1,785	2,195	2,940	3,735	375	1,170	1,205
50	190	184	980	1,440	1,275	1,815	2,235	3,030	3,835	375	1,185	1,240

基本の保障(主契約)については前ページをご覧ください。

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などでご確認ください。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 限定告知型がん診断特約と限定告知型特定3疾病一時給付特約は同一の型のみご選択いただけます。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

告知について

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

注意喚起情報

入院給付日額 **5,000円**

給付限度の型 **30日型**

保険期間・
保険料払込期間 **終身**

保険料払込免除
の特約 **なし** [単位:円]

ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が**3,000円**以上かつ主契約+特約の
保険料合計が**1,000円**以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

契約年齢(歳)	初期入院10日給付特則									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
51	4,470	4,320	3,830	3,680	2,910	3,280	3,130	2,640	2,490	1,720
52	4,585	4,435	3,925	3,775	2,990	3,355	3,205	2,695	2,545	1,760
53	4,710	4,560	4,035	3,880	3,080	3,435	3,285	2,760	2,605	1,805
54	4,845	4,690	4,145	3,990	3,175	3,525	3,370	2,825	2,670	1,855
55	4,985	4,825	4,265	4,105	3,275	3,615	3,455	2,895	2,735	1,905
56	5,135	4,975	4,395	4,235	3,385	3,705	3,545	2,965	2,805	1,955
57	5,290	5,125	4,530	4,365	3,500	3,805	3,640	3,045	2,880	2,015
58	5,460	5,290	4,675	4,510	3,625	3,910	3,740	3,125	2,960	2,075
59	5,630	5,465	4,825	4,655	3,755	4,010	3,845	3,205	3,035	2,135
60	5,820	5,645	4,985	4,815	3,895	4,125	3,950	3,290	3,120	2,200
61	6,025	5,850	5,165	4,990	4,050	4,250	4,075	3,390	3,215	2,275
62	6,240	6,060	5,350	5,175	4,210	4,380	4,200	3,490	3,315	2,350
63	6,470	6,290	5,550	5,370	4,385	4,515	4,335	3,595	3,415	2,430
64	6,710	6,530	5,765	5,580	4,570	4,655	4,475	3,710	3,525	2,515
65	6,975	6,790	5,990	5,805	4,770	4,810	4,625	3,825	3,640	2,605
66	7,250	7,065	6,235	6,050	4,985	4,965	4,780	3,950	3,765	2,700
67	7,550	7,360	6,495	6,305	5,215	5,140	4,950	4,085	3,895	2,805
68	7,860	7,670	6,775	6,580	5,460	5,310	5,120	4,225	4,030	2,910
69	8,185	7,990	7,060	6,865	5,715	5,490	5,295	4,365	4,170	3,020
70	8,525	8,330	7,365	7,170	5,990	5,670	5,475	4,510	4,315	3,135
71	8,915	8,715	7,710	7,510	6,300	5,885	5,685	4,680	4,480	3,270
72	9,360	9,160	8,115	7,910	6,660	6,125	5,925	4,880	4,675	3,425
73	9,840	9,635	8,545	8,340	7,050	6,375	6,170	5,080	4,875	3,585
74	10,340	10,130	8,995	8,790	7,460	6,635	6,425	5,290	5,085	3,755
75	10,860	10,650	9,470	9,265	7,895	6,895	6,685	5,505	5,300	3,930
76	11,275	11,070	9,860	9,655	8,265	7,075	6,870	5,660	5,455	4,065
77	11,705	11,505	10,270	10,065	8,655	7,255	7,055	5,820	5,615	4,205
78	12,160	11,960	10,700	10,500	9,070	7,445	7,245	5,985	5,785	4,355
79	12,655	12,455	11,175	10,975	9,525	7,645	7,445	6,165	5,965	4,515
80	13,190	12,990	11,690	11,490	10,025	7,860	7,660	6,360	6,160	4,695
81	13,775	13,580	12,255	12,060	10,575	8,090	7,895	6,570	6,375	4,890
82	14,415	14,225	12,875	12,685	11,180	8,340	8,150	6,800	6,610	5,105
83	15,125	14,935	13,560	13,375	11,850	8,615	8,425	7,050	6,865	5,340
84	15,885	15,700	14,300	14,115	12,570	8,905	8,720	7,320	7,135	5,590
85	16,700	16,520	15,090	14,910	13,340	9,210	9,030	7,600	7,420	5,850

契約年齢(歳)	初期入院10日給付特則適用なし									
	特定3疾病入院無制限給付特則					特則適用なし				
	II型		I型		なし (入院のみ 保障)	II型		I型		なし (入院のみ 保障)
	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし		外来手術 増額特則	特則 適用 なし	外来手術 増額特則	特則 適用 なし	
51	4,095	3,945	3,455	3,305	2,535	3,025	2,875	2,385	2,235	1,465
52	4,210	4,060	3,550	3,400	2,615	3,100	2,950	2,440	2,290	1,505
53	4,325	4,175	3,650	3,495	2,695	3,175	3,025	2,500	2,345	1,545
54	4,455	4,300	3,755	3,600	2,785	3,260	3,105	2,560	2,405	1,590
55	4,585	4,425	3,865	3,705	2,875	3,345	3,185	2,625	2,465	1,635
56	4,725	4,565	3,985	3,825	2,975	3,435	3,275	2,695	2,535	1,685
57	4,875	4,710	4,115	3,950	3,085	3,525	3,360	2,765	2,600	1,735
58	5,030	4,860	4,245	4,080	3,195	3,625	3,455	2,840	2,675	1,790
59	5,195	5,030	4,390	4,220	3,320	3,725	3,560	2,920	2,750	1,850
60	5,370	5,195	4,535	4,365	3,445	3,835	3,660	3,000	2,830	1,910
61	5,565	5,390	4,705	4,530	3,590	3,950	3,775	3,090	2,915	1,975
62	5,770	5,590	4,880	4,705	3,740	4,075	3,895	3,185	3,010	2,045
63	5,990	5,810	5,070	4,890	3,905	4,205	4,025	3,285	3,105	2,120
64	6,220	6,040	5,275	5,090	4,080	4,340	4,160	3,395	3,210	2,200
65	6,470	6,285	5,485	5,300	4,265	4,490	4,305	3,505	3,320	2,285
66	6,730	6,545	5,715	5,530	4,465	4,640	4,455	3,625	3,440	2,375
67	7,020	6,830	5,965	5,775	4,685	4,810	4,620	3,755	3,565	2,475
68	7,320	7,130	6,235	6,040	4,920	4,980	4,790	3,895	3,700	2,580
69	7,635	7,440	6,510	6,315	5,165	5,155	4,960	4,030	3,835	2,685
70	7,955	7,760	6,795	6,600	5,420	5,330	5,135	4,170	3,975	2,795
71	8,330	8,130	7,125	6,925	5,715	5,540	5,340	4,335	4,135	2,925
72	8,760	8,560	7,515	7,310	6,060	5,770	5,570	4,525	4,320	3,070
73	9,220	9,015	7,925	7,720	6,430	6,015	5,810	4,720	4,515	3,225
74	9,700	9,490	8,355	8,150	6,820	6,265	6,055	4,920	4,715	3,385
75	10,205	9,995	8,815	8,610	7,240	6,520	6,310	5,130	4,925	3,555
76	10,610	10,405	9,195	8,990	7,600	6,700	6,495	5,285	5,080	3,690
77	11,030	10,830	9,595	9,390	7,980	6,880	6,680	5,445	5,240	3,830
78	11,485	11,285	10,025	9,825	8,395	7,070	6,870	5,610	5,410	3,980
79	11,970	11,770	10,490	10,290	8,840	7,275	7,075	5,795	5,595	4,145
80	12,490	12,290	10,990	10,790	9,325	7,485	7,285	5,985	5,785	4,320
81	13,055	12,860	11,535	11,340	9,855	7,710	7,515	6,190	5,995	4,510
82	13,670	13,480	12,130	11,940	10,435	7,955	7,765	6,415	6,225	4,720
83	14,335	14,145	12,770	12,585	11,060	8,215	8,025	6,650	6,465	4,940
84	15,050	14,865	13,465	13,280	11,735	8,485	8,300	6,900	6,715	5,170
85	15,815	15,635	14,205	14,025	12,455	8,775	8,595	7,165	6,985	5,415

●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記掲載以外の保険料については、設計書などをご確認ください。

オプション(選べる特約)については次ページをご覧ください。



ご契約にあたっては
最低日額・最低保険料があります。

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の
保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が
5,000円以上」

保険期間・**終身** 限定告知型損傷特約は80歳まで
保険料払込期間
保険料払込免除の特約 **なし** [単位:円]

どちらかを選択

契約年齢(歳)	限定告知型 先進医療・患者申出 療養特約(24)	限定告知型 先進医療特約(24)	限定告知型 入院一時給付 特約(24)	限定告知型 通院治療特約	限定告知型 抗がん剤治療特約	限定告知型 がん診断特約		限定告知型 特定3疾病一時給付 特約		限定告知型損傷特約		限定告知型 終身保険特約 (低解約返戻金型)	
	—	—	1入院につき 5万円	1日につき 5,000円	抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円 自由診療抗がん剤 治療給付金 1か月につき10万円	I型 II型		I型 II型		特定損傷給付金 1回につき5万円 重度特定損傷給付金 1回につき10万円 熱中症給付金 1回につき1万円	I型 II型		死亡保険金 50万円
						1回につき 50万円		1回につき 50万円			I型の給付に加え、 損傷通院治療給付金 1日につき 3,000円		
51	190	184	1,000	1,485	1,270	1,855	2,280	3,120	3,945	375	1,197	1,280	
52	190	184	1,015	1,525	1,270	1,885	2,325	3,215	4,055	375	1,209	1,315	
53	190	184	1,035	1,570	1,270	1,925	2,370	3,320	4,170	375	1,221	1,355	
54	190	184	1,060	1,615	1,270	1,960	2,415	3,420	4,285	375	1,233	1,395	
55	190	184	1,085	1,665	1,270	2,000	2,460	3,530	4,405	375	1,242	1,440	
56	190	184	1,110	1,720	1,270	2,035	2,505	3,635	4,525	375	1,251	1,485	
57	190	184	1,140	1,775	1,270	2,070	2,550	3,750	4,645	375	1,263	1,535	
58	190	184	1,170	1,830	1,265	2,105	2,595	3,870	4,775	375	1,272	1,590	
59	190	184	1,200	1,895	1,265	2,145	2,645	3,995	4,910	375	1,284	1,645	
60	190	184	1,230	1,960	1,260	2,185	2,695	4,130	5,055	375	1,296	1,705	
61	190	184	1,260	2,035	1,260	2,235	2,750	4,280	5,215	375	1,308	1,765	
62	190	184	1,300	2,110	1,255	2,280	2,805	4,430	5,385	375	1,323	1,830	
63	190	184	1,335	2,190	1,250	2,325	2,865	4,590	5,555	375	1,338	1,905	
64	190	184	1,375	2,275	1,250	2,365	2,915	4,750	5,730	375	1,353	1,980	
65	190	184	1,415	2,355	1,245	2,405	2,965	4,910	5,905	375	1,371	2,065	
66	190	184	1,460	2,440	1,240	2,440	3,005	5,070	6,075	375	1,389	2,155	
67	190	184	1,505	2,525	1,240	2,480	3,050	5,230	6,245	375	1,407	2,250	
68	190	184	1,555	2,615	1,240	2,515	3,090	5,385	6,415	375	1,428	2,355	
69	190	184	1,605	2,710	1,240	2,555	3,140	5,535	6,580	375	1,449	2,465	
70	190	184	1,655	2,805	1,245	2,590	3,185	5,685	6,745	375	1,467	2,590	
71	190	184	1,710	2,925	1,250	2,650	3,255	5,830	6,905	—	—	2,720	
72	190	184	1,775	3,065	1,265	2,720	3,345	5,965	7,060	—	—	2,865	
73	190	184	1,840	3,210	1,280	2,800	3,440	6,100	7,215	—	—	3,020	
74	190	184	1,905	3,360	1,295	2,880	3,540	6,225	7,360	—	—	3,190	
75	190	184	1,975	3,510	1,310	2,965	3,640	6,345	7,500	—	—	3,375	
76	190	184	2,015	3,615	1,310	3,010	3,700	6,440	7,610	—	—	3,575	
77	190	184	2,060	3,710	1,310	3,055	3,760	6,530	7,720	—	—	3,800	
78	190	184	2,105	3,805	1,310	3,100	3,810	6,620	7,825	—	—	4,045	
79	190	184	2,155	3,895	1,310	3,145	3,870	6,710	7,930	—	—	4,315	
80	190	184	2,210	3,985	1,310	3,185	3,920	6,810	8,045	—	—	4,615	
81	190	184	2,275	4,070	1,310	3,230	3,975	6,920	8,170	—	—	4,940	
82	190	184	2,340	4,155	1,310	3,275	4,030	7,045	8,300	—	—	5,305	
83	190	184	2,415	4,240	1,310	3,320	4,085	7,175	8,440	—	—	5,710	
84	190	184	2,495	4,330	1,310	3,365	4,140	7,310	8,585	—	—	6,165	
85	190	184	2,580	4,425	1,310	3,415	4,200	7,450	8,730	—	—	6,675	

基本の保障(主契約)については前ページをご覧ください。

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記保険料の「—」についてはお取り扱いしておりません。
- 上記掲載以外の保険料については、設計書などご確認ください。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 限定告知型がん診断特約と限定告知型特定3疾病一時給付特約は同一の型のみご選択いただけます。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、主契約が「疾病入院給付金の特則適用なし」かつ「手術給付金等の型なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

告知について

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

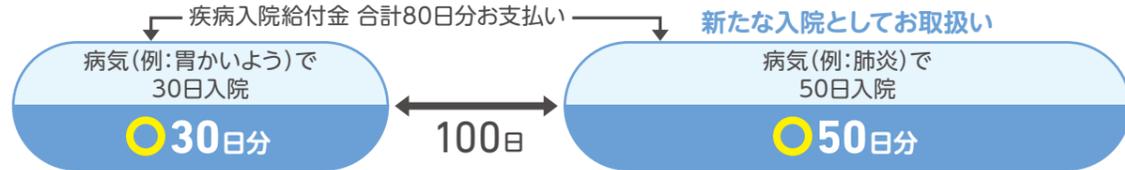
注意喚起情報

Q1 複数回入院した場合の取扱いについて教えてください。

A1 2回以上入院された場合、それらの入院を継続した1回の入院とみなすことがあります。

<新メディフィット Re (60日型)での給付事例(主契約)>

病気(例:胃かきよう)で入院後、退院日の翌日からその日を含めて100日後に病気(例:肺炎)で入院された場合

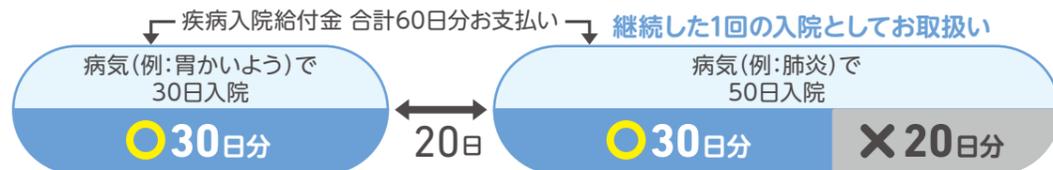


直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日経過してから疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、**新たな入院とみなすため、疾病入院給付金は入院した日数分をお受け取りいただけます。**

入院に関する特約※1についても同様です。



病気(例:胃かきよう)で入院後、退院日の翌日からその日を含めて90日以内に病気(例:肺炎)で入院された場合



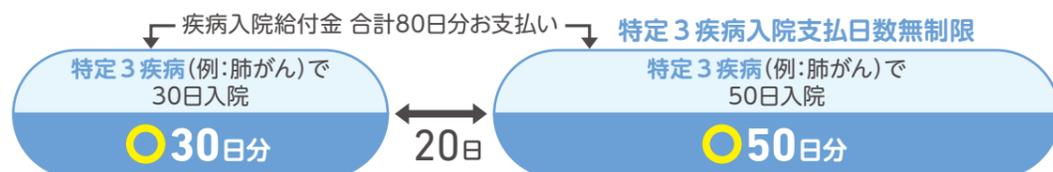
直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、**継続した1回の入院としてお受け取りいただけます。**

入院に関する特約※1についても同様です。



<特定3疾病入院無制限給付特則を適用された場合>

特定3疾病(例:肺がん)で入院後、再度特定3疾病(例:肺がん)の治療で入院された場合

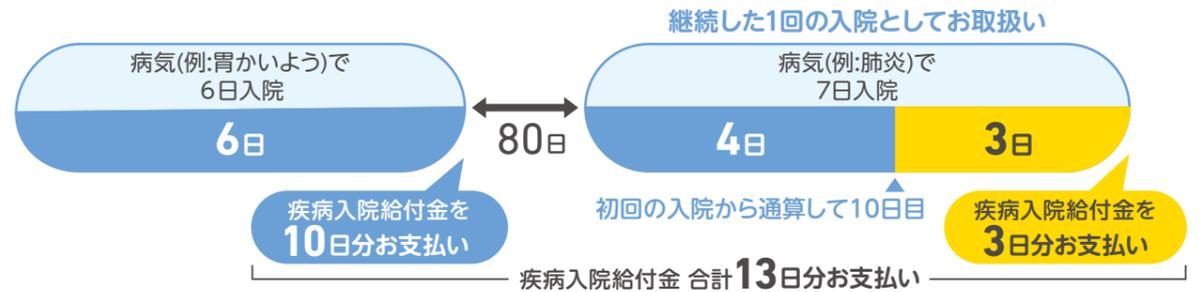


特定3疾病による入院の場合、入院と入院の間の日数に関係なく、**支払日数無制限**で疾病入院給付金をお受け取りいただけます。

※1 限定告知型入院一時給付特約(24)、限定告知型通院治療特約
※上記の事例は入院状況などによってお取扱いが異なる場合があります。

<初期入院10日給付特則を適用された場合>

病気(例:胃かきよう)で6日間入院後、退院日から80日後に病気(例:肺炎)で7日間入院された場合(それぞれの入院の退院日に請求された場合)



直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、**継続した1回の入院としてお受け取りいただけます。**

継続した1回の入院における入院日数が通算して10日に達するまでに請求された場合は、**10日分の入院給付金をお支払いします。**

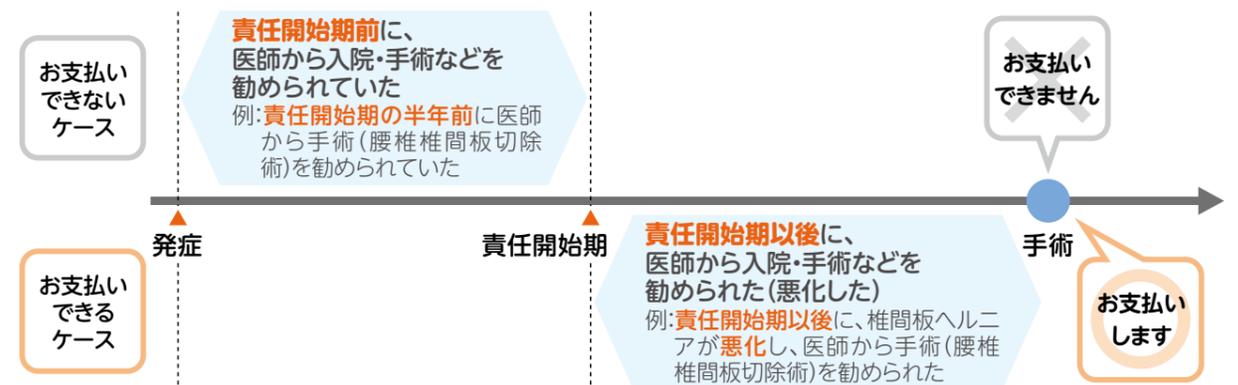
その後、継続した1回の入院における入院日数が通算して11日以上となった場合には、**11日目以降の入院日数分を追加でお支払いします。**

*上記の事例は入院状況などによってお取扱いが異なる場合があります。

Q2 責任開始期前に医師により勧められていた入院等をした場合、保障の対象となりますか?

A2 一部の給付金などのがんによる保障※2を除き、責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときは保障の対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときは保障の対象となりません。

手術給付金の例: 椎間板ヘルニアの持病のある被保険者の場合



*一部の給付金などのがんによる保障※2について、がん責任開始日以後に所定の理由に該当したときは保障の対象となります。詳細は、38ページQ5・A5をご参照ください。

※2 がん診断給付金の保障、がん一時給付金の保障および限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約のがんによる保障

Q3 主契約の手術給付金、放射線治療給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか？

A3 病院の領収証等でご確認できます。

<放射線治療給付金が支払われる場合>
「放射線治療」に金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われる場合>
●**入院中の手術**
「入院料等」と「手術」の両方に金額(点数)の記載がある場合
●**外来での手術**
「手術」のみに金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われない場合>
「処置」のみに金額(点数)の記載がある場合
(例) 持続的胸腔ドレナージ

患者番号	氏名		請求期間	
00000	〇〇 〇〇 様		〇年〇月〇日～〇月〇日分	
入・外	発行日	保険者番号	負担割合	本・家
入院	●●年●月●日	XXXX	X割	本
初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査
円 0	円 1,410	円 6,800	円 0	円 0
注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術
円 0	円 0	円 0	円 0	円 137,640
療養担当手当	病理診断			放射線治療
円 0	円 5,000			円 55,060
保険外負担				

*上記の領収証はひとつの例であり、病院によって様式が異なる場合があります。

ポイント 公的医療保険制度対象手術を保障

(一部対象外となる手術があります。)

新メディフィットReでは**扁桃腺手術・乳腺良性腫瘍手術・抜釘術**等の公的医療保険制度対象手術は保障の対象となります。

<手術給付金のお支払いの対象外となる手術>

- 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
- 切開術(皮膚、鼓膜)
- 抜歯手術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
[例:脱臼を正常な状態に戻す手術]
- 異物除去(外耳、鼻腔内)
- 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
[例:アレルギー性鼻炎の治療のために行われる手術]
- 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術、魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
- 涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術

ポイント **<手術給付金>**

領収証の「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。(一部対象外となる手術があります。)

<放射線治療給付金>

領収証の「放射線治療」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。

*一部の手術は「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されないことがありますので、領収証とともに発行される「診療明細書」をご参照いただくか、医療機関にご確認ください。
*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。

Q4 高額療養費制度について教えてください。

A4 1か月間に一定限度額以上の自己負担金が発生した場合に、高額療養費として支給を受けることができる制度です。同一月内の診療であることなどの条件があります。

<自己負担限度額> (70歳未満の1か月あたり。健保の場合)

年収	標準報酬月額	自己負担限度額	4月目からの限度額
約1,160万円以上	83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
約370万円～約770万円	28万円～50万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
約370万円以下	26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

*高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」よりメディケア生命作成。
*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

Q5 限定告知型がん診断特約、限定告知型特定3疾病一時給付特約、限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約について、加入前にかんと診断確定されたことがある場合でも保障の対象となりますか？

A5 責任開始日の5年前の応当日の翌日から、がん責任開始日の前日までの間にがんが診断確定されていない場合、がん責任開始日以後に診断確定されたがんは保障の対象となります。

加入前にかんと診断確定(①)されていたが、責任開始日の5年前の応当日以前に完治しており、がん責任開始日以後に新たにがんが診断確定(②)されたケース



*告知時において過去5年以内に、**がんで「医師の診察・検査・治療・投薬を受けたこと」**がある場合などは、新メディフィットReにご加入できません。

Q11 限定告知型損傷特約のお支払理由における「不慮の事故」について教えてください。

A11 不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」のことをいいます。

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

○ 該当するケース	× 該当しないケース
<p>次のような事故は、急激・偶発・外来のすべてに該当する場合には、「急激かつ偶発的な外来の事故」に該当します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;">交通事故</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;">不慮の 転落、転倒</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;">不慮の 溺水</div> </div> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>次のような事故は、急激・偶発・外来のいずれかに該当しないため、「急激かつ偶発的な外来の事故」に該当しません。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; text-align: center; background-color: #f0f0f0;"> <p>過度の運動 (靴ずれ、野球肩、テニス肘など)</p> </div> <p style="text-align: right;">など</p>

Q12 限定告知型損傷特約のお支払理由となる「不慮の事故」に該当しても支払われないケースがあれば、教えてください。

A12 次のような場合は、免責事由に該当するため支払われません。

- 犯罪行為によるケガ
- 泥酔の状態を原因とするケガ
- むちうち症、腰痛などで他覚所見のないもの など

メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス

(提供: ティーベック株式会社)



1 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

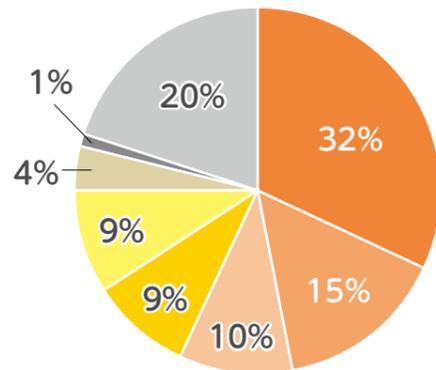
医師・保健師・看護師などの経験豊かなスタッフによる

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族

ご相談いただける内容

健康	食事や運動、人間ドック・健診結果の見方 など
医療	気になる体の症状についての相談、治療に関する相談 など
介護	運動指導、食事指導、介護施設、介護保険 など
育児	不妊症および専門医、産院情報・出産方法 など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、不登校・いじめ など

<相談内容分類>



- 気になる体の症状についての相談
- 治療に関する相談
- ストレス・メンタルヘルスに関する相談
- 母子保健・育児に関する相談
- 夜間・休日の医療機関案内
- 家庭看護・介護に関する相談
- 健康保持・増進に関する相談
- その他

ティーベック株式会社
[2023年4月～2024年3月相談実績]より

*専門医による電話相談(予約制)も承ります。
受付時間は月曜日～土曜日9:00～22:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

2 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

女性のための 経験豊かな女性看護師などによる

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族に該当する女性の方

女性ならではの病気や症状に対する不安や心身の健康に関する悩みを、24時間いつでも女性看護師などに相談できます。

ご相談いただける内容 女性に多い病気、妊娠・出産にかかわる症状 など

*受付は男性スタッフになることがあります。

3 メディカルナビゲーション

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者

A セカンドオピニオン*1手配サービス

納得できる治療を選択するために、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医*2)へセカンドオピニオンを手配します。

- こんなときにご相談ください!
- 他に治療法がないのか? その専門分野の医師に相談したい
 - 治療方針は本当に正しいのか、主治医の勧める治療について迷っている

B 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

- こんなときにご相談ください!
- 通院先では治療できないと言われた…
 - 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのかわからない

C 『ドクターが薦める専門医』情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医*3をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域等をお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

- こんなときにご相談ください!
- 持病があり通院しているが、引っ越すことになった。その地域で専門性の高い専門医の情報が知りたい
 - 主治医からがんと診断された。自分のがん精通した専門医にかかりたい

*1 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。
*2 主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師。
*3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

*このサービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。
*このサービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
*利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。

告知について
商品の概要
保障内容
保険料表
よくある質問
サービス
契約概要
注意喚起情報

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについては「**ご契約のしおり**」**「約款**」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項は、「**注意喚起情報**」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：https://www.medicarelife.com/

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 簡単な告知でお申し込みいただける、持病や病歴のある方を対象とした医療保険です。
 - 傷害や疾病による所定の入院・手術などを一生涯にわたり保障することができます。
 - 特定3疾病入院無制限給付特則が適用されている場合は、特定3疾病による入院を支払日数無制限で保障します。
 - 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。
- *被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

	保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
主契約	終身	終身・有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	月払い ・ 半年払い※1 ・ 年払い※1	第1回: 振込み扱い※2。 口座振替扱い※3。 クレジットカード扱い※3
特約 限定告知型損傷特約	80歳まで	主契約と同一(ただし、主契約の保険料払込期間が終身の場合は80歳まで)		第2回以後: 口座振替扱い※3。 クレジットカード扱い※3
その他の特約	終身	主契約と同一		

*限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。

*お申し込みいただくご契約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

*有期払いの場合、保険料払込期間満了までの払込保険料累計は、保険料払込期間の長いご契約よりも短いご契約の方が多くなる場合があります。

※1 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、半年払い・年払いはお選びいただけません。

※2 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、振込み扱いはお選びいただけません。

※3 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

●契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年契約当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

主契約 限定告知型 医療終身保険 (無解約返戻金型) (24)	災害入院給付金	給付限度の型	30日型	60日型	120日型	詳細は 49ページ	一生涯保障
	疾病入院給付金	給付限度の型	30日型	60日型	120日型		
	手術給付金						
	放射線治療給付金						
	骨髄移植給付金	手術給付金等の型	I型	II型			
	骨髄ドナー給付金						

▲契約日



- *「特定3疾病入院無制限給付特則」の適用により、特定3疾病による入院は支払日数無制限
- *「初期入院10日給付特則」の適用により、10日以内の入院のお支払金額は一律10日分
- *「外来手術増額特則」の適用により、外来手術のお支払金額を増額

ご希望に応じて付加できる特約一覧

限定告知型先進医療・患者申出療養特約(24)	先進医療・患者申出療養給付金		詳細は 54ページ	一生涯保障
	先進医療・患者申出療養一時給付金			
限定告知型先進医療特約(24)	先進医療給付金		詳細は 55ページ	一生涯保障
	先進医療一時給付金			
限定告知型入院一時給付特約(24)	入院一時給付金		詳細は 56ページ	一生涯保障
限定告知型通院治療特約	通院治療給付金		詳細は 57ページ	80歳まで
限定告知型損傷特約	I型 特定損傷給付金		詳細は 57ページ	80歳まで
	II型 重度特定損傷給付金			
	熱中症給付金			
	損傷通院治療給付金			
限定告知型特定3疾病一時給付特約	がん一時給付金	給付金の型	詳細は 59ページ	一生涯保障
	心疾患一時給付金	I型 II型		
	脳血管疾患一時給付金			
限定告知型がん診断特約	がん診断給付金	給付金の型	詳細は 63ページ	一生涯保障
限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約	特定3疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。	特約の型	詳細は 65ページ	主契約の保険料払込期間満了まで
限定告知型抗がん剤治療特約	抗がん剤治療給付金		詳細は 66ページ	一生涯保障
	自由診療抗がん剤治療給付金			
限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金		詳細は 67ページ	一生涯保障
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときは、所定の範囲内で保険金を前払請求することができます。			

*ご加入にあたって、給付に関する型(特約の型など)についてはメディケア生命所定の制限があります。

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「責任開始期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。



必ず
ご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
 - 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをしていただくことにより、保険料の割増しがないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
 - 一部の給付金などのがんによる保障*を除き、責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときは保障の対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときは保障の対象となりません。
- *がん一時給付金の保障、がん診断給付金の保障および限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約のがんによる保障

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)(24) (主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数 【初期入院10日給付特則が適用されている場合】 ≪継続した1回の入院の入院日数が10日以内≫ 入院給付日額×10倍 ≪継続した1回の入院の入院日数が11日以上≫ 入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数 【初期入院10日給付特則が適用されている場合】 ≪継続した1回の入院の入院日数が10日以内≫ 入院給付日額×10倍 ≪継続した1回の入院の入院日数が11日以上≫ 入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。 【特定3疾病入院無制限給付特則が適用されている場合】 特定3疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	≪入院中の手術≫ < I 型 > 基本給付金額×10倍 < II 型 > 基本給付金額×10・20・50倍 ≪外来の手術≫ < I 型・II 型 > 基本給付金額×5倍 【外来手術増額特則が適用されている場合】 < I 型・II 型 > 基本給付金額×10倍 (不妊治療を目的とする場合は基本給付金額×5倍)	通算限度なし

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	< I 型 > 基本給付金額×10倍 < II 型 > 基本給付金額×20倍	通算限度なし (60日に1回)
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	< I 型 > 基本給付金額×10倍 < II 型 > 基本給付金額×50倍	通算限度なし
骨髄ドナー給付金	責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたとき	< I 型・II 型 > 基本給付金額×10倍	通算限度なし

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金および骨髄ドナー給付金のお支払金額の基準となる金額です。基本給付金額が0円の場合は、これらの給付金の保障はありません。

- 特定3疾病は以下のとおりです。
がん・心疾患・脳血管疾患
- がんには上皮内がんを含みます。
- **特定3疾病入院無制限給付特則が適用されていない場合、かつ基本給付金額が0円の場合で、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこれらの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からご契約は消滅します。**

災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 初期入院10日給付特則が適用されている場合、入院日数が10日以内の継続した1回の入院に対して災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いするときは、実際の入院日数にかかわらず災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いする日数が10日あったものとみなして、通算限度に算入します。
- なお、上記の結果、災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いする日数が通算限度の1095日を超えるときは、その超過した日数分については入院給付金をお支払いしません。ただし、特定3疾病入院無制限給付特則が適用されている場合の特定3疾病による入院は超過した日数分もお支払いします。

手術給付金について

●手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金等の型に応じて下表のとおりです。

【I型】

入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍 【外来手術増額特則が適用されている場合】 基本給付金額 × 10倍 (不妊治療を目的とする場合は基本給付金額×5倍)

【II型】

	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
特定3疾病の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 50倍	基本給付金額 × 20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 20倍	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍 【外来手術増額特則が適用されている場合】 基本給付金額 × 10倍 (不妊治療を目的とする場合は基本給付金額×5倍)	

- 不妊治療を目的とする手術は、人工授精、採卵、採精、胚移植等の被保険者の身体に医師が器具を用いて直接操作を加える手術に限り、お支払いします。
- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間(同一手術期間)については、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。



ご注意

<各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金または骨髄ドナー給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<手術給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
 - ・切開術(皮膚、鼓膜)
 - ・抜歯手術
 - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - ・異物除去(外耳、鼻腔内)
 - ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
 - ・皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術、魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
 - ・涙点プラグ挿入術および涙点閉鎖術
- 不妊治療を目的とする手術について、医科診療報酬点数表における手術料のうち手術等管理料が算定されるもの(採取された卵子もしくは精子、受精卵または胚の管理・保存等)は、お支払いの対象となりません。

<放射線治療給付金について>

- お支払いは60日に1回を限度とします。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。

<骨髄ドナー給付金について>

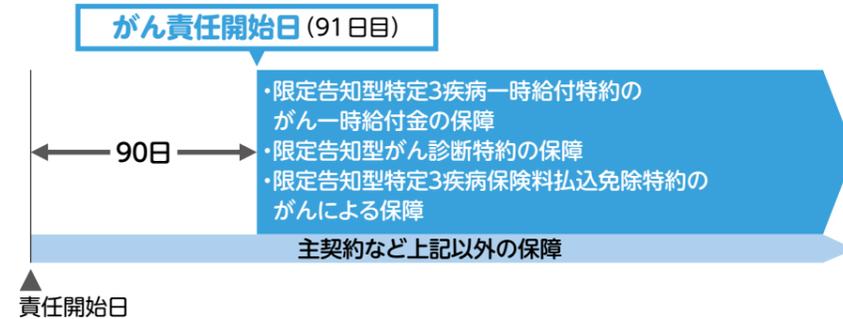
- 提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は、お支払いの対象となりません。

6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

がん責任開始日について



■ 限定告知型特定3疾病一時給付特約のがん一時給付金の保障、限定告知型がん診断特約の保障および限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。



<限定告知型がん診断特約を付加した場合>

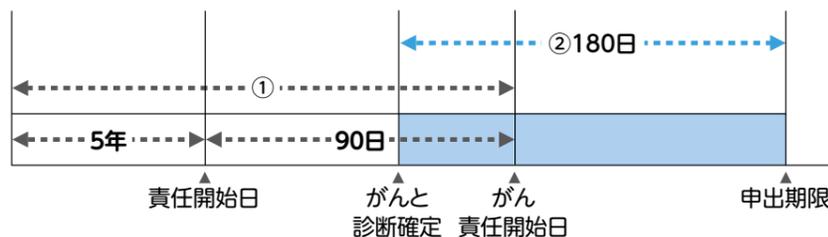
■ 責任開始日の5年前の応当日の翌日からがん責任開始日の前日までの間(1)にがんが診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、この特約は無効となります。

<限定告知型特定3疾病一時給付特約または

限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約を付加した場合>

■ 責任開始日の5年前の応当日の翌日からがん責任開始日の前日までの間(1)にがんが診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(2)にご契約者からこれらの特約の無効のお申出があったときは、お申出のあった特約を無効とします。なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんが診断確定されても、継続した特約のがん一時給付金はお支払いせず、または保険料のお払込みを免除しません。
*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

*無効とは、これらの特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。



限定告知型先進医療・患者申出療養特約(24)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円
先進医療・患者申出療養一時給付金		15万円	

- 先進医療・患者申出療養にかかわる技術料とは、受療した先進医療・患者申出療養に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
- 先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養の対象となっている医療技術は、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療または患者申出療養の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療または患者申出療養ではなくなっているなどの場合には、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療または患者申出療養を60日を超えて受療されても先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 先進医療または患者申出療養にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

限定告知型先進医療特約(24)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円
先進医療一時給付金		15万円	

- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
- 先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合には、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。**
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 先進医療にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

限定告知型入院一時給付特約(24)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	継続した1回の入院につき、入院一時給付金額

- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。
- 主契約に特定3疾病入院無制限給付特約が適用されていない場合で、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこれらの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**

限定告知型通院治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
通院治療給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった傷害または疾病の治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院の原因が、特定3疾病以外の場合は、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間 ②入院の原因が、特定3疾病のときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて5年以内の期間	通院治療給付日額×通院日数	①入院の原因が、特定3疾病以外の場合は、継続した1回の入院につき30日分。通算では1095日分。 ②入院の原因が、特定3疾病のときは、特定3疾病による通院対象期間中の通院については、継続した1回の入院に対する通院のお支払限度および通算限度を超えてお支払いします。

- 特定3疾病は以下のとおりです。
がん・心疾患・脳血管疾患
- がんには上皮内がんを含みます。
- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 継続した1回の入院とみなされるときは、次のとおりとします。
・2回以上の入院のうち主契約の入院給付金が支払われる最後の入院の退院日をお支払理由に定める退院日とします。
・最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、入院の直接の原因の治療を目的として通院されたときは、その通院については、1回の通院対象期間中の通院とみなします。
- 主契約に特定3疾病入院無制限給付特約が適用されていない場合で、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目に達することとなったこれらの給付金のお支払理由が生じた日の翌日からこの特約は消滅します。**



ご注意

- 通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、お支払いの対象となりません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上の傷害または疾病の治療を目的とした1回の通院の場合、重複してお支払いしません。
- 入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であるか否にかかわらず、お支払いしません。

限定告知型損傷特約

お支払いする 給付金		お支払理由	お支払 金額	お支払限度
II型	I型 特定損傷 給付金	次の①②のいずれかに該当されたとき ①傷害または疾病による骨折に対して治療を受けられたとき ②不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に、次のいずれかの損傷に対して治療を受けられたとき ・関節脱臼 ・筋肉・腱の断裂 ・靭帯の断裂 ・半月板の断裂 ・神経の断裂 ・熱傷	特定損傷 給付金額	通算10回
	II型 重度 特定損傷 給付金	次の①②のいずれかに該当されたとき ①傷害または疾病による骨折に対して、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ②不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に、次のいずれかの損傷に対して、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ・関節脱臼 ・筋肉・腱の断裂 ・靭帯の断裂 ・半月板の断裂 ・神経の断裂 ・熱傷	特定損傷 給付金額 ×2倍	通算10回
	熱中症 給付金	熱中症により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において注射料の算定対象となる点滴注射を受けられたとき	特定損傷 給付金額 ×20%	通算10回
	損傷通院 治療給付金	次のいずれかの通院対象期間中に通院をされたとき ①通院の原因が、不慮の事故による傷害のときは、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間 ②通院の原因が、不慮の事故以外の外因による傷害または疾病による骨折のときは、その骨折が生じた日からその日を含めて180日以内の期間 ③通院の原因が、熱中症のときは、その熱中症が生じた日からその日を含めて180日以内の期間	損傷通院 治療給付 日額 ×通院日数	1回の通院対 象期間につき 30日分。 通算では 180日分。

●この特約の給付金のお支払いがいずれも通算限度に到達したときは、その最後に通算限度に到達した給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。



<特定損傷給付金および重度特定損傷給付金の共通事項について>

- 同一の外因(不慮の事故等)によるお支払いは、1回を限度とします。
- 同一の疾病により、かつ、同時期に発生した骨折に対するお支払いは、1回を限度とします。
- 脊椎の圧迫骨折に対するお支払いは、1回を限度とします。
- 神経の断裂については、一過性神経伝導障害に該当する場合はお支払いの対象となりません。
- 熱傷については、直径2cm以上の重度(深達性Ⅱ度およびⅢ度)の熱傷に該当しない場合または電撃傷に該当する場合はお支払いの対象となりません。

<特定損傷給付金について>

- 筋肉・腱の断裂および靭帯の断裂については、ギプス等による固定や手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。
- 半月板の断裂については、手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。

<重度特定損傷給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
 - ・切開術(皮膚、鼓膜)
 - ・抜歯手術
 - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - ・異物除去(外耳、鼻腔内)

<熱中症給付金について>

- 同一の熱中症によるお支払いは、1回を限度とします。

<損傷通院治療給付金について>

- 捻挫または打撲によるお支払いは、1回の通院対象期間ごとに10日分を限度とします。なお、特定損傷給付金の対象となる損傷(骨折、関節脱臼、筋肉・腱の断裂、靭帯の断裂、半月板の断裂、神経の断裂、熱傷)にも該当する場合のお支払いは、30日分を限度とします。
- 通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などはお支払いの対象となりません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上の傷害または疾病の治療を目的とした1回の通院の場合、重複してお支払いしません。
- 入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、お支払いしません。

限定告知型特定3疾病一時給付特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん一時給付金	<p>I型</p> <p>初回 がん責任開始日以後に、初めて^{*1}がんと診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき</p> <p>① 次のいずれかががんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 (1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの (2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの (3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん</p> <p>② 診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき^{*2}</p>	基本給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	<p>II型</p> <p>初回 がん責任開始日以後に、初めて^{*1}がんと診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき</p> <p>① I型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき</p> <p>② I型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき^{*2}</p> <p>③ 診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき (1)支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。)による薬剤治療のための通院 (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 (3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 (4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 (5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院</p> <p>④ 診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき (1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療</p>		

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
心疾患一時給付金	<p>I型</p> <p>初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき^{*3}、または③の手術を受けられたとき</p>	基本給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	<p>II型</p> <p>初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき^{*4}、または②の手術を受けられたとき</p>		
脳血管疾患一時給付金	<p>I型</p> <p>初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき^{*5}、または③の手術を受けられたとき</p>	基本給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	<p>II型</p> <p>初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき^{*6}、または②の手術を受けられたとき</p>		

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。
 *先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、
 *患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、

告知について
 商品の概要
 保障内容
 保険料表
 よくある質問
 サービス
 契約概要
 注意喚起情報

- ※1 責任開始日の5年前の応当日の翌日以後の期間を通じて初めてとします。
- ※2 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。
- ※3 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
 - ・急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を継続されているとき
 - ・急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき
- ※4 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、心疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。
- ※5 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
 - ・脳卒中の治療を目的とする入院を継続されているとき
 - ・脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき
- ※6 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、脳血管疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

がん一時給付金について

- がんには上皮内がんを含みます。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

- 支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
 - ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。)

または、

欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
 - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

がん一時給付金の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。



<各給付金共通>

- 同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。

<がん一時給付金について>

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けていないときは、お支払いの対象となりません。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	<p>I型</p> <p>初回 がん責任開始日以後に、初めて^{※1}がんと診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき</p> <p>① 次のいずれかががんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。</p> <p>(1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの</p> <p>(2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの</p> <p>(3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん</p> <p>② 診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき^{※2}</p>	がん診断給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	<p>II型</p> <p>初回 がん責任開始日以後に、初めて^{※1}がんと診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき</p> <p>① I型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき</p> <p>② I型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき^{※2}</p> <p>③ 診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき</p> <p>(1)支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。)による薬剤治療のための通院</p> <p>(2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院</p> <p>(3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院</p> <p>(4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院</p> <p>(5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院</p> <p>④ 診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき</p> <p>(1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック</p> <p>(2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療</p>		

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、

*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、

※1 責任開始日の5年前の応当日の翌日以後の期間を通じて初めてとします。

※2 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

●がんには上皮内がんを含みます。

●病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

●支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

① 医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限り、)

または、
欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること

② 世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

限定告知型がん診断特約の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。



ご注意

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約

特約の型に応じて、以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)のお払込みを免除します。

特定3疾病	特約の型	お払込免除の理由
がん	I型・II型	がん責任開始日以後に、初めて*がんと診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I型	①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	II型	①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I型	①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	II型	①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき

*責任開始日の5年前の応当日の翌日以後の期間を通じて初めてとします。

- がんには上皮内がんを含みます。

限定告知型抗がん剤治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
抗がん剤治療給付金	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病したがんの治療を目的として、支払対象薬剤(ホルモン剤を含みます。)による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額	通算限度なし(同一月に1回)
自由診療抗がん剤治療給付金	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病したがんの治療を目的として、支払対象薬剤(ホルモン剤を含みます。)による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当するものを除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額×2倍	通算24回(同一月に1回)

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

- がんには上皮内がんを含みます。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

支払対象薬剤について

- 抗がん剤とは、がん細胞を破壊、または増殖を抑える薬です。
 - 抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
 - ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
 - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること
 - 自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
 - ①次のいずれかに該当する医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
 - ・先進医療または患者申出療養による薬剤治療として使用された医薬品
 - ・欧米で承認された所定の医薬品のうち、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品
 - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること
- *先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- *患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

7 不慮の事故による保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による傷害により所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

* 限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、65ページをご確認ください。

8 配当金については以下のとおりです。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。

9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金はありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。
- 主契約に付加された特約(限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)を除く)は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。ご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」をご確認ください。



ご注意

<各給付金共通>

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- お支払いは同一月に1回を限度とします。

<支払対象薬剤について>

- 自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤について、**欧米で承認された所定の医薬品であつても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。**

限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額

リビング・ニーズ特約

- 余命6か月以内と判断されるとき、限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金の全部または一部を前払請求することができます。

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額*から、対応する6か月分の利息および特約の保険料相当額を差し引いた金額

* 特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者に指定していただきます。
 ・ 請求日における限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金額
 ・ 3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)

- この特約を付加する場合には、同一のご契約に限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)が付加されていることを要します。主契約に付加された限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)が消滅した場合、この特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度とします。**リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。**
- リビング・ニーズ保険金のお支払金額、ご請求、お支払い後のお取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり」の【特約について】をご確認ください。



ご注意

- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、死亡保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額から所定の金額を控除します。万一、請求日から早期に亡くなられた場合には、請求されなかった場合と比べてお支払金額が少なくなります。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。
- 同一の被保険者において、メディケア生命のリビング・ニーズ特約を重複して付加することはできません。

特にご注意
いただきたい事項

注意喚起 情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

1 この保険は限定告知型の医療保険です。

必ず
ご確認
ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
 - 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをしていただくことにより、保険料の割増しがないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
 - 一部の給付金などのがんによる保障※1を除き、責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときは保障の対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときは保障の対象なりません。
- ※1 がん一時給付金の保障、がん診断給付金の保障および限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約のがんによる保障

- 被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

2 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
 - ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
- また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

3 責任開始期について

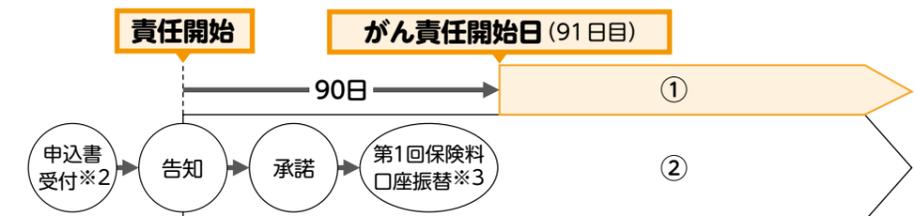
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

①	がん一時給付金の保障、がん診断給付金の保障および限定告知型特定3疾病保険料払込免除特約のがんによる保障
②	主契約など上記以外の保障

*骨髄ドナー給付金は、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日から保障が開始されます。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



- ※2 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。
- ※3 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

4 申込日^{※1}または注意喚起情報の交付日^{※2}のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^{※3}によりクーリング・オフ^{※4}ができます。



- ※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
- ※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。注意喚起情報の電磁的交付を希望された場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日になります。
- ※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
- ※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
- ※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。

- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。
- 親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名(自署)を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出をしてください。書面には親権者または後見人の氏名(自署)もあわせてご記入ください。

お申出の方法

<書面の場合>

- 書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

【送付先】

〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約審査部

- ①クーリング・オフする旨
- ②申込者等の氏名、フリガナ
- ③被保険者の氏名、フリガナ
- ④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】
親権者・後見人の氏名(自署)、フリガナ
- ⑤申込者等の生年月日
- ⑥申込者等の住所
- ⑦申込者等の電話番号
- ⑧保険商品名
*証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
- ⑨募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑩【保険料をお払込み済みの場合】
(契約者ご本人名義の口座をご記入ください)
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
- ⑪クーリング・オフの理由
- ⑫申込者等ご本人さまによるご署名

<書面の記入例>

*個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	メデ	タロウ
	目出	太郎
被保険者	メデ	タロウ
	目出	太郎
親権者・後見人	メデ	ハナコ
	目出	花子
生年月日	●年●月●日	
住所	〒135-0033 東京都江東区深川〇-〇-〇	
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
保険商品名	新メディフィットRe	
証券番号	12345678901	
募集代理店名	〇〇代理店	
第1回保険料は以下の口座へ振り込んでください。		
返金先口座	●●銀行	●●支店
	普通	口座番号●●●●●●●●
口座名義	目出 太郎	
■クーリング・オフの理由		
	〇年〇月〇日	
	目出 太郎	

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。
(例)・商品内容を再検討したため。 ・家族からの反対があったため。
・他社の保険に加入するため。 ・資金が必要となったため。

<電磁的記録の場合>

- クーリング・オフ可能期間(8日以内)にお申出をしてください。
なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】

<https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/>

この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

- ご契約の内容変更の場合には、**クーリング・オフはできません。**
- クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】 メディケア生命コールセンター

0120-315056

5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の【給付金などをお支払いできない場合について】をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

ただし、責任開始期前に発病した疾病(既往症)により入院され、または手術などを受けられた場合でも、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)を満たせば給付金をお支払いします。(責任開始期前に医師からその入院・手術などを勧められていた場合はお支払いしません。)

*がん責任開始日前にがんと診断確定された場合は53ページ(契約概要)「▲ご注意」をご確認ください。

●告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

●保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)

●給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

詳しくは「ご契約のしおり」の【保険料について】をご参照ください。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

●第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

●このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の失効を取り消すことや復活を請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の【保険料について】をご参照ください。

失効・失効取消・復活について

●保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日(失効日)から効力がなくなります(失効)。失効中にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。(失効が取り消された場合を除きます。)

●万一ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中(失効日から猶予期間満了の日の属する月の翌月末日まで)であれば、延滞した保険料をお払い込みいただくことで失効日にさかのぼって失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます(失効取消)。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)

この場合、健康状態などについての告知は不要です。

●万一ご契約が失効し、失効取消期間が経過した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)

この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

●ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(一部の給付金などのがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。)

8 解約返戻金について

●主契約は、保険料払込期間中の解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。

●限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合*の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。ただし、保険料払込期間が満了しても、保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

*保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはありません。

●上記以外の特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返還金があります。
- 限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)以外の特約は、保険期間を通じて死亡保険金がありません。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人などに、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の【生命保険契約者保護機構について】をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820	受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く): 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/
---------------------	-------------------------	--

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の【健康状態・職業などの告知について】
【その他の諸手続きについて】をご参照ください。

不利益となる点について

<現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
*予定利率については、「ご契約のしおり」の【主な保険用語のご説明】をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、 給付金などをめれなくご請求いただくために、 複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などのご請求手続きについて]、
「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」の
「給付金・保険金などをめれなくご請求いただくための確認について」をご参照ください。

ご請求される際には

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**
お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、 被保険者に代わって、指定代理請求人が、 給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[代理請求制度について]をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について

ご記入またはご入力について

- 申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
- ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

減額について

- 主契約の入院給付日額・基本給付金額を減額される場合は、減額前後で入院給付日額と基本給付金額の割合は変わりません。

特約の中途付加について

- リビング・ニーズ特約を除き、特約の中途付加のお取扱いはありません。

16 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、 メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会 「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター



0120-315056

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

18 この商品は預金ではありません。

この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)

19 税務のお取り扱いについて

*税務のお扱いは、2025年2月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

*個別の税務のお取り扱い等については、所轄の税務署または税理士などにご確認ください。

生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
- お払込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり控除の種類が異なります。

対象となる保険料	控除の種類
限定告知型終身保険特約(低解約返戻金型)	一般生命保険料控除
主契約、上記以外の特約	介護医療保険料控除

給付金などの税法上のお取り扱いについて

死亡返還金・死亡保険金のお取り扱い

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、次のとおり死亡返還金・死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			税法上のお取り扱い
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

- 受取人は、被保険者が死亡された後は変更できません。
- 一般的に、贈与税は、相続税に比べ税率が高くなります。

非課税扱いの特典について

- 被保険者が受け取られる次の給付金などは、全額非課税となります。

<ul style="list-style-type: none"> ●災害入院給付金 ●疾病入院給付金 ●手術給付金 ●放射線治療給付金 ●骨髄移植給付金 ●骨髄ドナー給付金 ●先進医療・患者申出療養給付金 ●先進医療・患者申出療養一時給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ●先進医療給付金 ●先進医療一時給付金 ●入院一時給付金 ●通院治療給付金 ●特定損傷給付金 ●重度特定損傷給付金 ●熱中症給付金 ●損傷通院治療給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ●がん一時給付金 ●心疾患一時給付金 ●脳血管疾患一時給付金 ●がん診断給付金 ●抗がん剤治療給付金 ●自由診療抗がん剤治療給付金 ●リビング・ニーズ保険金
--	---	--

